

第 7 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

農林水産省大臣官房政策課

第 7 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 5 年 1 月 13 日（金）13：29～15：57

会場：農林水産省 7 階講堂

議 事 次 第

1. 開会

2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

（有識者ヒアリング テーマ：持続可能な農業の確立）

3. 閉会

【配布資料一覧】

資料 1	食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿
資料 2	食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（第 7 回）ヒアリング者
資料 3	食料・農業・農村をめぐる情勢の変化 （持続可能な農業の確立）
資料 4	国際有機農業運動連盟（IFOAM） 三好智子様資料
資料 5	不二製油グループ本社株式会社 信達等様資料
参考資料	食料・農業・農村基本法

午後 1 時 2 9 分 開会

○政策課長 それでは、ただいまから第 7 回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多用中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日は磯崎委員、上岡委員、山浦委員が所用により御欠席となっております。現時点での委員の出席者は 17 名であり、食料・農業・農村政策審議会令第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定による定足数であります 3 分の 1 以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、野村農林水産大臣から御挨拶をお願いいたします。

○農林水産大臣 今年初めてのこの部会でございますので、まずは年頭の挨拶をさせていただきますが、皆さん方、今年もどうかよろしくお願いいたします。こうして今、皆さん方揃いになっていただきました。本当に今年がいい年でありますように御祈念を申し上げます。

先ほど、司会の方から申し上げましたように、委員の皆さん方、大変お忙しい中でございましたけれども、こうしてお集まりいただきましたこと、心から御礼を申し上げる次第でございます。

また、本日のテーマは「持続可能な農業の確立」ということで、国際有機農業運動連盟の三好智子様、また、不二製油グループ本社株式会社の信達等様のお二方にお話をお伺いしたいと思います。三好様、信達様におかれましてはヒアリングの方の御対応、よろしくお願いいたしますと存じます。

また、委員の皆様方には、お二人のお話を聞いていただいて、そして、また活発な御議論をいただくことを心から祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○政策課長 ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては中嶋部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 皆様、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年は様々な御議論をいただきましたけれども、今年、本格的に検討が進んでいくと思います。それで、本日は 7 回目の部会開催となります。本日の審議会は 15 時 30 分まで開

催する予定でございます。

それでは、議題に入りたいと存じます。

本日は、「持続可能な農業の確立」をテーマに、今、大臣からも御紹介いただきました2名の方にヒアリングを行いたいと思っておりますので、改めて御紹介させていただきます。資料2のヒアリング者一覧を御覧ください。

まず、国際有機農業運動連盟世界理事、日本オーガニック会議執行部の三好智子様でございます。三好様からは、世界で有機農業の普及に努めておられる国際NGOのお立場から、有機農業における国際情勢や、我が国の対応について御説明をお願いしております。よろしくお願いいたします。

続きまして、不二製油グループ本社株式会社執行役員の信達等様でございます。信達様からは、食品産業のお立場から、持続可能性に配慮した経営について御説明をお願いしております。よろしくお願いいたします。

お二人からの御説明に先立ちまして、事務局から背景説明として、「持続可能な農業の確立」をキーワードに、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化について説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○総括審議官 総括審議官の杉中でございます。資料3に基づいて説明をさせていただきます。

まず、3ページを御覧ください。

現行の食料・農業・農村基本法におきまして、持続可能性と密接に関連する概念として、多面的機能の発揮ということが基本的な理念の1つとして記載をされております。この多面的機能の発揮というのは、農業・農村の振興、そこについても考慮すべき事項として記載されておまして、具体的な政策として、食品産業における環境負荷の低減、農業における自然循環機能の維持増進というようなことが記載されているところでございます。

基本法においてこういった概念が取り入れられたわけですが、国民の視点から農業等の位置付けについて再度考え直すといった背景の中で、農業によって、食料供給だけではなくて、それ以外に外部効果というのも発揮されることが重要という概念から規定されたものでございます。

この多面的機能の発揮につきましては、当時、OECDの中で農産物貿易自由化の中で農業の役割を問うというような研究が盛んになされましたけれども、OECDを中心に多面的機能という概念が発展したということで、こういった概念の議論というのはその後も国際的に続いておりますので、今日はその辺りを中心に御説明をさせていただきたいというふ

うに思います。

4 ページ以降は、こういった持続可能な農業、関連する国際動向と日本の施策の変遷、また、5 ページ、6 ページ、7 ページにつきましては、そういった方向に沿うような形で、我が国として取り組み始めている、みどりの食料システム戦略、みどりの食料システム法等の概要について添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、8 ページにつきましては、以降、多面的機能に関する国際的な議論の変遷について説明をさせていただきます。

まず、9 ページを御覧ください。

先ほど言いましたとおり、多面的機能の議論というのは、1992年にOECDやいろんな環境政策で重要な国連環境開発会議、いわゆる地球サミット、そういったところで取り上げられた概念でございます。その後、OECD、WTOなどで議論をされる中で、OECDの多面的機能の概念分析もしくは貨幣評価といった議論が進みまして、日本においては日本学術会議において、下段右側にあるような貨幣評価というのを行ったところでございます。

続いて、10ページを御覧ください。

その後、環境的な議論、国際的な議論というのは進みまして、特に2001年以降、ミレニアム生態系評価というものが行われまして、そういう中で生態系サービスという概念が、むしろ多面的機能を引き継ぐような形で議論をされております。

生態系サービスについては、この下段右側にございますけれども、これは、食料を含むいろんな機能というのが自然のもたらす機能ということで、生態系サービスとして、食料を中心にする供給サービス、あと、環境保全とか土壌の保全等を中心にする調整サービス、生息・生育地のサービス、あと、景観などを含む文化的サービス、これが全て自然資本のもたらすサービスだということで、食料供給もそういったサービスの1つとするような概念で議論が進んでおります。多面的機能と一番違うのは、こういった個々のサービスの間には相互の関係があって、場合によってはトレードオフ関係にもなるということで、プラスの効果もあるけれども、場合によっては環境その他についてマイナスを与える影響もあるというようなことでの議論が進んできました。

11ページにつきましては、左側ですが、今言ったとおり、多面的機能と生態系サービスの違いを整理したものでございますけれども、多面的機能が農業を主体として、それ以外に外部効果があると。生態系サービスは、いろんな機能というのは自然資本のもたらすサービスなんだという、食料供給もその1つだというような整理がなされる。

右側には、国際的には研究として、今、エコシステムサービスというようなものが主流

になっているというようなことについて整理をさせていただきました。

次に、12ページ以降、13ページを御覧いただきます。

また、農業の持続可能性という議論が進んでおりまして、2015年、国連サミットでSDGsという中で17のゴールが設定されたわけでございます。これは、持続性という観点から、環境だけでなく経済・社会も含めた観点から評価するということで、右側にあるように、多くのゴールとその下にあるターゲットというのは食料と農業に関係する分野でございまして、SDGsの中で農業・食料の果たす役割というのは非常に大きな位置を占めております。

そういった中で、14ページを御覧いただければと思いますけれども、諸外国においても、SDGsのような議論も含めて持続可能な食料システムに移行していくと、そのための具体的な政策の提案というのも行われているところでございます。

EUにつきましては、有名なFarm to Fork戦略というのが出されまして、EUは、持続可能な食料システムに移行するというので、具体的な持続可能な農業のための数値目標などを掲げておりますし、右側のイギリスでございすけれども、EUから離脱した後に農業政策の見直しの中で、いわゆる直接支払について、環境保全であるとか、景観保全であるとか、いわゆる公益を増進するものに移行していくと、ELMというような考えを持ち出して、順次そこに移行していくということになっています。

また、次のページを御覧いただきまして、アメリカでございすけれども、アメリカにつきましても、農業生産の増大と環境への負荷の低減というのを併せて行うということで、技術開発を主軸に具体的な目標を掲げておりますし、バイデン大統領の下では、農業としてネット・ゼロ・エミッションを達成するというような具体的な方向を出しているところでございます。

以下、16ページ以降、SDGs等で出されました具体的な個別のテーマごとについての世界と日本の取組について説明をさせていただきます。

まず、17ページでございすけれども、これは多面的機能のところで書かれなかった、農業等が環境の負荷に当たり得るリスクについて整理をさせていただいております。

右側に書いてあるとおり、例えば肥料については、不適正な使用をした場合には温暖化が進む温室効果ガスの排出の原因になったり、水質の悪化の原因になると。農薬についても、不適切な使用をした場合には生物多様性の損失につながると。あと、農業機械、プラスチック資材など、いずれもCO₂の排出であるとか生態系の攪乱要因になると。あと、家畜によるメタンの発生であるとか、あと、水田においてもメタン発生の原因になるという

ことですね。こういった環境の負荷の原因になるということも踏まえて、こういったものを配慮した政策というのを主流化していく必要があるのではと考えております。

18ページは、気候変動の国際的な議論・取組と日本における対応として、その中で農業政策としてどういうことをやっていくかというのを整理しております。

次に、19ページを御覧いただきたいと思いますが、いわゆる温室効果ガス排出量の農林水産業の占める割合でございます。

左側が世界のグリーンハウスガスの排出量でございますけれども、農業・林業に関する土地利用によるものが全体の23%を占めて、このうちの農業関係が約12%を占めるということになっています。

日本は、それに比べますと、農林水産分野の排出量というのは全体の4.4%となっておりますが、その内訳見ますと、農業に伴う燃料の燃焼に伴うもの、もしくは家畜、いわゆる畜産業と、あと水田での稲作によるメタンの排出というものが相当部分を占めております。

次、20ページを御覧いただきたいと思いますが、温室効果ガスの排出量の推移ということで、これ、全体の中に占める農業、食品産業の割合というのを書いておりますけれども、全体的に温室効果ガスの排出量は削減をしております。農業はその中の全体の現在4%程度ということで、必ずしも少ないとは言えない、無視できない割合を占めておりますので、農業としてもこの削減に貢献をしていく必要があるというふうに考えております。

次に、21ページ、メタンについては、一昨年、バイデン大統領はグローバル・メタン・プレッジということで、削減をしていこうという方向性を打ち出しておりまして、日本もそこに参加をしております。日本がリーダーシップを発揮している分野というふうに考えております。

その排出につきましては、日本については、農業分野の排出量が大半を占めるということが特徴でございます。その内訳は、先ほど説明したとおり、稲作と畜産分野というのが主な排出源となっております。

次、22ページは生物多様性に関する国際的な議論の推移と、日本が行ってきた対応等について整理をしております。

そんな中、23ページを御覧いただきたいと思いますが。

昨年、生物多様性のCOP15で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」というのが合意をいたしましたけれども、今後、これに基づいて生物多様性関係の政策を進めていく必要

があります。

その中で、下にあるように、汚染、環境中への農薬であるとか肥料による全体リスクというのを半減していこうということとか、農林水産業自体を持続可能なものに転換していこうというようなこと、あと、消費者関係でのフードロスみたいなものを削減していこうというような、具体的な施策が含まれています。

次に、24ページ以降、水であるとか陸の生態系の保全というのに関係する化学物質についての話題を整理しております。

まず、農薬関係でございますけれども、我が国の使用量と世界の使用量というものの推移を比較しております。

日本につきましては、化学農薬は過去20年間で3割程度減少ということで、諸外国と比べても削減努力をしているということでございますけれども、引き続き削減をしないといけないと。特に化学農薬につきましては、薬剤抵抗性のある病害虫が発生する原因になるということで、積極的に、農薬に依存しない有機農業であるとか、農薬に依存しない総合防除みたいなものを推進していくということが求められております。

次、25ページは肥料でございます。

肥料も、不適切な使用をした場合には水質の汚染、富栄養化などをもたらすおそれがあるということで、これも国際比較をしておりますけれども、この真ん中の窒素収支とリン収支についてですが、これは、投与した分から植物体に残る窒素・リンの分を差し引いたものでございます。日本は窒素収支・リン収支ともに高いレベルになっているということで、やはりこういった化学肥料の使用の削減というのを図っていく必要があると。

一方、堆肥であるとか化学肥料の代替になるものの使用は減少しておりますので、やはり食料安保の観点からも、こういったものをしっかり使っていく必要があるだろうというふうに考えています。

次に、こういった肥料・農薬に依存しない農業ということで、有機農業の取組について御紹介します。26ページを御覧ください。

世界的には、有機農業というのはかなり年々増加をしておりますして、全耕地の1.6%程度が有機農業というふうになっています。

日本につきましても有機農業の取組は拡大をしておりますけれども、諸外国と比べた場合には、取組面積の割合は0.6%程度と非常に低いレベルにとどまっているところでございます。

また、有機農業につきまして、国際市場でございます。27ページを御覧ください。

有機食品の市場というのは年々拡大をしております。これも左側の下にある日本というのは、その中で有機食品の市場というのが非常に小さく、諸外国は非常に高いレベルだというふうに考えています。そういう意味では、日本の市場をどうやって増やしていくかという課題とともに、輸出を考えた場合には、有機食品市場というのは非常に魅力的な市場でございますので、こういった観点からも有機に取り組んでいくということの重要性はあるというふうに考えています。

次、28ページでございますけれども、日本で有機農業がなかなか進みにくい理由等について分析をしてみました。

生産者側で、既に有機農業に取り組んでいる人が有機農業の面積を拡大していくかどうかというものを、アンケートを取ったものでございますけれども、拡大したいというのが14%、現状維持が72%というような結果になっています。

この縮小したい又は現状維持の一番の理由としては、人手が足りない、栽培管理に手間が掛かる、いわゆるコストが掛かるということになっています。

実際の有機栽培と慣行栽培の経営比較について、左側に載っておりますけれども、やはりコスト、労働時間が掛かるというようなことが調査をされております。

次に、29ページでございます。

いわゆる小売側、消費者の側からの、有機市場が広がっていかない課題ということで、左側にあるように、小売、販売側では、有機食品を取り扱っているというのは全体の2割程度となっています。

消費者につきましては、購買をするときに有機農産物であるかどうかを気に掛けるかといったものについては、いつも気に掛けているのは6.6%、ある程度というのは30%程度ということになっています。

こういった、有機食品を取り扱わない理由、また、消費者の側が購買しない理由等の一番の理由は、価格が高いということが理由として言われている。右下にあるように、どうなったら買うかということは、もう一般の商品と同じくらいな価格であれば買いますということでございますので、やはり有機食品はどうしてもコストが掛かるということなんですけれども、食品を低価格で評価する傾向が高いということが、こういった有機農業の推進の阻害要因になっている側面もあるのではないかというふうに考えております。

次に、30ページは、いわゆる人権関係でございます。

これも先ほどのSDGsの中の大きな要素の1つですが、ビジネスと人権に関する指導原則というのが国際的に進んでおりまして、日本につきましても、既に「『ビジネスと人権』

に関する行動計画」というのを2020年に公表して、2022年にガイドラインを作っております。

また、民間レベルではパーム油に関する国際的なNGO等についての活動等についても御紹介をさせていただきます。

こういった流れの中で、31ページでございますけれども、日本の食品企業につきましても、多くが、こういった人権を含む持続可能性に配慮した輸入原材料の調達等について取組を始めております。既に36.5%の企業が持続可能性に配慮しておりますけれども、我々の目標としては2030年までにこれを100%に上げていくという方向性を打ち出しております。

次に、32ページ、アニマルウェルフェア。

これにつきましても、動物について「5つの自由」の原則というものが打ち出されておりました、OIE（国際獣疫事務局）についてはアニマルウェルフェアに関するOIEコードが出されておりますし、EUであるとかアメリカの一部の州レベルでは、アニマルウェルフェアに関する規制というのも始まっております。

日本につきましても、まず民間の自主的な指針というのに合わせまして、今、国がアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理等の指針というのを公表すべく、作業をしているところでございます。

次に、33ページ、食品ロスでございます。

これは、食品ロス法とかできまして、既に半減目標というのを出されております。2000年に比べた場合、かなり現状でも食品ロスは減っておりますが、依然として製造中のロス、商品化後のロスが多いという状況でございます。

その背景としては、製造中のロス等については、外見・規格に非常にこだわって、そこで廃棄してしまうとか、あと、商品化後のロスについては、3分の1ルールと言われる非常に厳しい納品期限を定めるといった商慣習もこの要因となっております。

こういった習慣の見直しであるとか、あと、技術面での賞味期限・消費期限を延ばすというような努力というのがこのフードロスの削減には必要ですし、その余ったものについてはフードバンク等に寄附するとか、有効に活用していくような取組も進めていく必要があると考えています。

次に34ページ、今までの議論を総評するような形で、やっぱり消費者の行動というのはかなり重要だと考えておりますけれども、このプライスウォーターハウスコーパスが日本の消費者の意識というものをアンケートしたのですが、日本とアメリカ、イギリス、

中国等の比較をしておりますけれども、今言ったサステナブルな商品を買いたいという購買意欲が非常に低いということは分かりますし、この左下にございますように、日常の実践の中でも、エコバッグとかそういったところはかなり高いレベルなんですけれども、社会や環境に配慮して作られたものを買っていこうというレベルが諸外国と比べて非常に低いというのが実態です。

一方、右下にあるように、日本の消費者の間にもサステナビリティに関する知識はかなり上昇しておりますので、今後、こういった消費者の意識の転換というのを進めていく必要があるというふうに考えています。

そういった観点から、35ページ、36ページにつきましては、こういった持続可能性とか環境に配慮した商品というのを消費者に知ってもらうためのラベリング等について紹介したものです。

35ページは、EU、フランス等について、既にそういった取組が進んでいるということを紹介させていただいておりますし、36ページについては、日本でも進めているグリーンハウスガス、温室効果ガスの削減に取り組んだ商品というようなラベリングについて、そういった取組も進んでいるということを御紹介させていただいております。

また、37ページですけれども、これはESG投資の、民間でもそういった持続可能性に配慮したということが投資家の投資行動につなげていくというようなことで、PRIというような取組も進んでおりますし、日本でもそれでESG投資というのは進んでおります。

左下にある、世界におけるサステナブル投資残高というのが広がっておりますし、日本はその中でも割合は少ないんですけれども着実に増えておりますし、企業においてサステナビリティ関連の情報開示を求めるといった取組も進んでいるところでございます。

38ページは、バイオマスの利用について紹介をさせていただきます。

バイオ燃料につきましては、日本は諸外国に比べればまだ低いレベルでございますけれども、バイオマスはカーボンニュートラルでございますので、そういった利用を進めていく必要があるというふうに考えています。

そういった中、このページの下段にある持続可能な原料を使って航空燃料として使う、いわゆるSAFの導入という取組を、これは政府全体で進めていこうというようなことも進んでいるところでございます。

次に、引き続きまして39ページ以降でございます。今までは持続可能な農業ということだったんですけれども、これ以降はいわゆる環境の変化等が農業等に与える影響と、ここについても配慮しなければならないのではないかというふうに考えています。

40ページを御覧いただければ、気候変動等によって日本の年平均気温というのは上昇しておりますし、それに合わせて、右上にある1時間当たり降水量50ミリ以上の、いわゆる大雨の発生回数も毎年増えています。そういう中で、例えば水稲に関する白未熟粒が増えてくるとか、りんごの着色不良といった具体的な影響も出てきているところでございますし、災害についても増えております。

災害については41ページを御覧いただきたいと思いますが、近年、大規模な豪雨であるとか台風、これをきっかけにした災害というのが頻発しておりまして、こういった気候変動等による具体的な農業への影響というのでも発生しております。

また、42ページを御覧いただきたいんですが、気候変動による気温の上昇が農業の栽培適地についても影響を与えております。水稲につきましては全体の収量が約2割ぐらい削減するのではないかとされておりまして、ぶどうにつきましては着色不良を起こす頻度が大幅に拡大すると。また、りんご・うんしゅうみかんについては栽培適地がかなり北に移動して、特にりんごについては栽培不適地がかなり増えていくというような予測が行われております。

また、農業への影響といたしまして、43ページですが、家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入のリスク、また、その不確実性の増加でございます。

左にあるように、野生イノシシの生育分布がかなり北上しておりまして、これが豚熱などの伝搬に影響を与えているのではないかとということ、また、ミカンコミバエのような病害虫についても活性化をするというようなリスクが生じております。

また、グローバル化に伴って、これまで日本で発生していないような病害虫や家畜の伝染性疾病の侵入リスクも増えております。

これ、様々な農業の影響に与えると考えておりまして、右上の方では、中国ではアフリカ豚熱の影響によって飼養頭数が4割くらい減って価格が2.5倍ぐらいになったというような話とか、日本ではサツマイモの基腐病によって単収が大幅に減少したというような事例を挙げております。

以上のようなことを踏まえますと、気候変動等への対応として44ページに書いており、まず、気候変動のリスクを分析して情報を提供すること、あと、気候変動に適応できるような生産の技術であるとか品種の開発に取り組むこと、また、現場では気候変動に対応した栽培、作物の導入等を検討するということが必要ですし、また、こういった気候変動等による影響についての生産基盤の防災・減災機能の向上を図るであるとか、あと、病害虫の侵入・まん延、家畜伝染病の拡大などに対応していくということが必要だというふうに

考えます。

以上を踏まえまして、最後、46ページ、論点でございます。

ポイントとしましては、まず、旧農業基本法と違いまして、現行基本法については農業の外部経済効果というのを多面的機能として新しく位置付けました。ところが、その後の議論の中で、プラスの効果だけではなくて、農業の環境負荷などの外部不経済効果にも着目していく中で、全体として世界の議論というのは生態系サービスということで両方あるということ、食料というのは生態系のサービスの1つなんだという考えが普通になりますし、その後、SDGsについて環境だけでなくて人権であるとか、もうちょっと広い分野での持続可能性というのに着目していくというような議論が行われておりまして、世界ではそういった持続可能な農業を進めていくという取組を始めております。

また、そういった取組は農業だけではなくて、食品産業についても取り込んでいこうというような流れになっています。

我が国におきましても、既にみどりの食料システム戦略におきましてこのような取組を進めておりますけれども、まだ緒に就いたばかりで、まだ一部の取組ということですので、今後拡大していく必要があるということです。ただ、そこで大きな課題になっているのは、消費者の意識の変革ということかと。また、持続可能な農業ということにおいて、環境の変化が農業に与える影響についても考慮していく必要があると。

以上を踏まえまして、最後の論点ですけれども、我が国においても食料供給を生態系サービスの1つとして捉えるという国際的な議論に合わせて、持続可能な農業を主流化していく必要があるのではないかと。

また、農業だけでなく、食品産業や流通・消費も含め、フードチェーン全体で食品ロス削減や持続可能性に配慮した原材料調達、小売・流通や消費者の行動変容など、持続可能性に向けた取組が必要ではないかと。

また、持続可能な農業を普遍的なものとするために、地域全体で取組を進める仕組み、それを実現するための政策手法のグリーン化を推進する必要があるのではないかと。

また最後に、気候変動等による栽培適地の変化、大規模な自然災害の増加、家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入・まん延などのリスクが広がる中、品種開発、技術開発や水際対策の強化に加え、個々の生産者・生産地域においてもリスク管理の意識を更に高めていくことが必要ではないかというような取りまとめをしているところです。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして有識者ヒアリングに移ります。

まずは三好様、よろしくお願いいたします。

○三好氏 ありがとうございます。この場にお呼びいただきまして、本当に貴重な機会を、今日は本当にどうもありがとうございます。

IFOAM（国際有機農業運動連盟）の世界理事を仰せつかっています三好と申します。よろしくお願いいたします。

それじゃ、ページをめくってください。お願いします。

先ほどSDGsのお話もありましたけれども、農業の持続可能性を高めるという点で、本当に世界全体で取り組まなくてはいけない話で、1つ、とても重要になるというのが、SDGsも「Transforming our world」と言っていますよね。誰一人取り残さないというのも視点の1つではあるんですけども、仕組みを変換しなくては行けませんねと言っているのがSDGsだと思っています。

我々、IFOAMは、昨年50周年だったんですけども、この50年間の取組の中で、ある意味で、少数派でニッチで進めてきたものの中に、そういうヒントがあるのかなと。違う仕組みでやっている人たちはどういう仕組みとかどういうポイントでプライオリティを付けてやっているのかなということを、少し共有させていただきたいというのが1つと、そうはいっても、やっぱりニッチな中でやってきて、それをみんなで取り組もうといったときの課題点、広がり切らなかったことの課題点ということをお伝えしたいと思います。

日本の現状等につきましては、先ほどの総括審議官の方からありましたので、私の方からはちょっと世界で起こっているようなことを紹介しながら、お話を進めていければと思います。

次をお願いいたします。

IFOAMです。自己紹介になりますけれども、オーガニックの世界の国連のような形で、800弱くらいのメンバーと、今、120か国くらいなので、ほとんどの国と地域で有機農業をしておりまして、本当に様々な国、様々な地域、様々な立場の人たち、農業者から小売から消費者団体等まで、様々な人たちがやっているNGOでNPOです。

次、お願いいたします。

IFOAMがしてきたことの1つに、今、有機JASのお話、ちらっと出ましたけれども、基準を作り、第三者の認証をするという仕組みを作ってきたのはもともとIFOAMです。それがいろんな国に採択されて、国際機関に採択されて、日本もそのうちの1つで、今、農水

省さんが管理してくださっています有機JASの、認証のシステムがある、法律があるということになっております。

そもそもなんですけれども、サステナブルな農業というのはどうなのかという視点に立って、有機農業はどういうものかということで、我々が提唱している原理と有機農業の定義というのをちょっとお話ししたいと思います。

原理原則、4つのプリンシプルがあります。

健康の原理。これはもう、人とか社会とか植物、全体で捉えるという特徴です。それが1つでつながっていると。1つが健康でなければみんなが健康じゃなくなるという考え方です。

もう1つは公正の原理で、サプライチェーン全てにおいてフェアであるということがオーガニックの基本ですということがあります。

もう1つはエコロジー。これ、生態系の原理と言っていますけれども、循環を基本としているというポイントになります。

もう1つは配慮の原理といいまして、予防的な認識、それから責任がある、それぞれのステークホルダーが全て責任を持っていますよということで、そういう責任ある管理をしましょうという原理原則になります。

次、お願いいたします。

これ、我々が言っている有機農業の原理ということなんですけれども、ポイントは、まず、農業生産のシステム全体であるということが1つと、外部からの投入の使用を避けるということ、循環機能を活用するということです。そして、そのことで質を高めていくという3つのポイントがあります。

下の英語が、FAOが書いてある、FAO/WHOが出している定義なんですけれども、ほぼ同じことを言っております。違う団体ですけれども、ほぼ同じことを言っていて、ポイントは、農業システム全体で持続可能かどうかということが有機農業の定義というふうになっています。

なので、どのようなシステムであれば農業は持続可能になるのかという視点で、この部会でも考えていただければいいなというふうに思います。

次、お願いいたします。

これ、2013年にレポートが出されて、UNCTAD（国連貿易開発機構）も、とにかく今の大规模、それから確立されて国際取引をしている食糧・農業・貿易システムが、各地域にとってよろしくないものになっていると。できるだけ小規模農家も支援しながら投入、そ

れは肥料とか農薬とか種とか、そういうものですがけれども、多様性を生かしながら投入を減らさないと世界がよくないですよと、「Wake up before it is too late」という名前で出したレポートになります。

このことから、抜本的に全体のシステムを変えなきゃいけないんだろうなと、農業だけではなくて、食のシステムを変えていかなければ持続可能な世界にならないんだろうなということが言えると思います。

次、お願いいたします。

もう見慣れてしまっているかもしれないんですがけれども、先ほどちょっとお話がありましたけれども、農業生産をするということが、当然、人間にとっては必要なことで、いいこともたくさんあるんですがけれども、負荷を掛けてきた事実も大きくあると思います。そのことがあまり実際謳われていなかったのかなという反省も含めながら、生物多様性の損失、それから、リンや窒素が使われ過ぎて溜まり過ぎているという現実、これもプラネタリーバウンダリーではもうレッドですので、「持続可能性」という言葉を使うときに、昨日と同じことをしてはもう持続可能ではないと。より良くしていかなければ、昨日のままだと生物多様性はどんどん失われるので、より良く豊かにしていかなきゃいけない。そういう行動が今、まさに必要で、特に第一次産業はそれを良くしていけるポテンシャルがあるので、とても重要だというふうに言えると思います。本当に方法いかなであるということだと思います。

また先ほど、総括審議官の方からもありましたけれども、このウェディングケーキモデル、非常に大事だと私は思います。それはなぜかというと、この自然資本と社会資本と経済が、どういう関係になっているかってことが非常に明確になっていると思うんですね。ですので、今回の検証部会でも、この図に基づいたような考え方で組み立てていただければうれしいと思います。

まず、自然資本。当然のことながら生物多様性があり、水があり、土があり、豊かな自然のキャピタルがなければ農業生産はできません。

それにプラス、ソーシャル資本ですね。先ほど、人権の問題とかにも関わって来ましたけれども、そこにあるコミュニティ、農村とか、あとは消費者と農業者の関係だとか、企業とか、そういうことも全て含めて社会資本があり、そこが健全でなければお金を作っていけない、経済を強くしていけないということがあると思います。

もう1つ言うと、今まで外部経済ということで外に出されてきたんですがけれども、実際はここが、計算もされていきましたけれども、貨幣的な価値を持っていく時代に入ってきた

と思います。そして、それをどうやって価値を付けていくかということがこれから重要になると思いますし、そういう視点でも見ていただけたらなというふうに思います。

次、お願いいたします。

これ、本当にちょっとした事例で紹介なんですけれども、先ほどプラネタリーバウンダリーありましたように、窒素が多すぎる、リンが多すぎる、生物多様性が失われているということのうちに、じゃ、どういう農業をしていったらいいのかの選択肢の1つに有機農業があると思っております。

これは、有機農業と一般の農業とを比べて、どのような良い効果があるかというのを調べた表で、これは綿花の場合なんですけれども、一般的にも広く言えることだと思います。真ん中になりますけれども、栄養価が溜まり過ぎる土壌が改善されるとか、水・エネルギーの消費が減ることがあります。

次、お願いいたします。

今のは比較的物質的な話だったんですけれども、こちらはソーシャルキャピタルですね。社会的な面で、有機農業をしたときに改善された社会面は何かということが書かれております。注目すべきは、例えば女性の参画が奨励されているとか、フェアトレードの概念が入ってきたとか、あと、貧困が減ることがあります。

これは何かというと、組み立て方が違うんですよ。今までは画一的なものだったのが、例えばモノカルチャー、コットンとかパームもそうですけれども、モノカルチャーが多いんですけれども、それだけではなくて他の作物も作り出す。そうすることによって、1つが駄目でも他がある。若しくは、金銭を得るための作物がもし駄目だったとしても、食べるものは生産できていたということで、貧困それから飢餓が減るという結果になっていきます。少し保険を増やすという意味なんですけれども、1つのものだけに頼らずに、たくさんものをうまくマネジメントしながら作り込んでいくと。それは、例えば男女もそうですし、若い人たちもそうですし、地域もそうですし、文化もそうだし、種もそうです。そういう形でマネジメントをしていく。多様性ということベースに組み立てるというのが、やっぱりこれからの社会なり経済なりを救っていく1つの在り方なのかなというふうに思います。

次、お願いいたします。

オーガニック3.0といいまして、理念的な活動として始まったオーガニックが、今は市場が大きくなりまして2.0時代なんですけれども、これから、真にサステナブルな農と食のシステムはどういうことかという1つのガイドラインとして、IFOAMでこちらの、サス

テナブルフラワーと呼んでいるんですが、ポイントを出しております。

今までも、今もそうだと思うんですけども、有機食品というと、健康にいいとか、プラスで言うと、動物の福祉にいいというような形で、消費者に支持されていることが多いんですけども、農・食のシステムということのポイントとして、環境にいいだけではなくて社会にいい、そこに労働者の権利や働いている環境が安全で衛生的なのか、暮らしは守られているかという視点が必ず必要ですということ。

それから、文化ですね。コミュニティが作られているのか。その地域特有の食文化を継承しているのか。それは、種がどこから来たのかとか、食料保障・主権があるのかどうかということにもつながっていきます。そういうことを全て含めた品質が向上していつているのかどうかという視点が必要。

もう1つは、アカウンタビリティー、責任です。参加をする、それから参加ができる、いろんなステークホルダーが参加できる状態になっているかどうか。透明性があって、報告をする仕組みができているかどうか。マネジメントが局地的ではなくて包括的になっているかどうかというポイントが必要です。

最後になりますけれども、経済的に回っていくのかどうか。今の農業もそうですし、他もそうですけれども、何かエコっぽいこと、サステナブルなことをしようとするコストが掛かるというのが、今、トランジションですから、実際には起こっていることだと思いますけれども、それが全体的に整ったときに、例えば廃棄物とか汚染とか素材のことがコストじゃなくなる、コスト削減になる、というのがやっぱり目指す姿だと思います。ただコストが掛かるのではなくて、どうやって全体で削減していったらコストが掛からなくなるのかという議論を進めて、現場ではそういう進め方をするべきだというふうに思いますし、そのトランジションのところへのサポートというのが今は本当に必要なというふうに思います。先ほども申し上げましたけれども、今、ESG投資とかそういうことが盛んに言われて、日本は遅ればせながら世界を追っているところなんですけれども、その価値をどのように作っていくのか、それを作っていくということをまさにすべきだというふうに思います。

次、お願いいたします。

その価値を上げるにはどうするのかということなんですけれども、価値を評価する視座を増やすということがとても大事だと思います。ちょっと話が戻るようなんですけれども、農業という人間活動の、その影響というのは、食べ物を作ることだけではありません。ここに書いてあるのは、右がオーガニックで左が慣行農法なんですけれども、いろんな視

座で評価をした結果になっております。

オーガニックは、よく言われることなんですけれども、実際に全体的には収量が低いものと言われております。品目ごとに見るとそうでもないものもありますけれども、やっぱり落ちることが多いです。今まではそこがポイントだったんですね、1つの視座で見た場合に。ですから、収量が低い、だから高くなるとか、そういうことがあったんですけれども、じゃあ、総合的な掛かった費用、インプットが少なくなった場合、価格はどうか。そういうコストは下がるとか、水の汚染が少なくなったときのコスト削減になっているじゃないとか、生物多様性が豊かになっているというのは、どうやって価格に反映するのか。そういう、いろんな視野を入れていく、視座を入れていくということが、また価値を大きくしていくという1つの視点になる、ヒントになるのかなと思ひまして、この表を入れました。

次、お願いします。

先ほども説明がありましたので、ちょっと飛ばしますけれども、オーガニックの市場というのはどんどん増えてきております。もうずっと2桁台で増え続けていますね。なかなかそういう産業というのは他には、食だけではなくて、あまりないと思うんですけれども、逆に言うと、チャンスなものですから、欧米だけではなくてアジアでも、やっぱり輸出するとなるとオーガニックにするというミニмумラインになってきているんですね。最低ラインになってきているということなので、日本としても、もちろん国内で食べるということとは非常に重要ですが、何か輸出をしたいといったときに最低ラインだということもりでいかなくはいけないし、そういうサポートをしていかなければいけないというふうに思います。

次、お願いします。

これも先ほどあったので、飛ばしたいと思います。世界でオーガニックの農地が増えていて、この表、それから先ほど、農水省さんから説明があったのは認証されている農地だけなんです。ソースが一緒だと思うんですけれども。認証されていないものでいうと、日本は1%近くあるというふうにも言われていますけれども、お隣の韓国とかではやっぱり3%、4%いっているんで、よく「温暖だから有機は駄目だ」という言葉が聞かれるんですけれども、韓国はそうではなくて、やっぱり政策でサポートすれば3%、4%になる、欧米並みになるということを立証してくださっているかなというふうに思います。

次のスライドをお願いいたします。

世界のマーケットで半分を占めているのがアメリカとカナダです。

アメリカでは、500億ドル、今だともうちょっといっているかもしれないんですけども大きな市場になっていて、アメリカ人の8割以上がオーガニックを買ったことがあると。投資のリターンが5000%以上ということで、ビジネスとしても非常に活発です。

もう1つは、有機の農家の方が35%くらい収入が高いというのがありまして、基本的にビジネスとしておいしいビジネスということですね、伸び盛りのビジネスということがあります。それは生産者にとっても流通にとっても輸出にとってもそうだしということが言えていまして、これは多分、日本もそうだし、全体的なトレンドになっていくというふうに思います。コロナの時期に、ちょっとコロナはあれなんですけれども、GDPが全体的に下がりました、全世界で。その中でも有機の市場は非常に上がっていたので、元気があるマーケットになっております。

次、お願いします。

ちょっとこれ、こちらの検証部会は農村のことにも関わるので、このスライドを用意したんですけども。アメリカで、じゃあ、どうやって有機の生産やマーケットが広がっているのかということはあるんですけども、もちろん大きな企業、農場が引っ張っている、それから、輸入をたくさんしているということはあるんですが、一方でローカル・アンド・オーガニック、地域で広げていくという動きが非常に盛んです。オーガニック・ホットスポットと呼ばれるスポットがたくさんありまして、地域で有機農業に取り組むと結果的に地域全体が経済的に豊かになる、最低賃金が上がり、地域のGDPが上がるという調査の結果が出ていまして、これは多くのことを示唆しているなと思います。地域循環型にすることで、地域ごとでいうと輸出入の輸出が減る、貨幣が地域に留まるということが大きな要因だというふうに思います。

また、我々はよく、インプット・インテンシブじゃなくてナレッジ・インテンシブって言うんですけども、外からの投入資材に頼らずに、工夫だとか、研修をして知識だとか経験値を上げて生産力を上げるという方法なんですね。結果としてそのようなことが行われておりますので、そういう方向での支援ということが重要になってくるかなというふうに思います。

次、お願いいたします。

この図は、有機の農家さん、いろんなところに行って、これ、イタリアのワイナリーですけども、ワイナリー1ヘクタールを造る、有機でやるのに山が3つ必要だって言うんですね。その意味は、全体的な生態系が整っていないとやっぱり有機はできないっていう意味なんです。日本ではなかなかそういうこと、山3つっていうのは難しいと思うんです

けれども、じゃあ、地域全体で生態系だとか物質の循環をサポートすればできるという意味だと思うんです。なので、地域でサポートをしていく。有機の人、有機じゃない人も関係なく、全体でサポートしていくということが非常に大事だということが言えると思います。

あと先ほど、サイズを広げたいか、そうじゃないかという議論があったと思うんですけれども、やっぱりどうしてもサイズ、規模感ですね。例えばこのワイナリーが、山が3つあるわけですから、全部ワイナリーにすることはできるんですよ、しようと思えば。でも、そうすると有機じゃできなくなってくるということが、一方であります。なので、適正なサイズで、小さくても中くらいでも独立して、それが全体として盛り上げる。地域としてもそうだし、ビジネスとしても盛り上げるにはどうしたらいいかというようなデザインをしていく必要があるのかなというふうに思います。

次、お願いします。

あと最後、スライド3枚なんですけれども、今までオーガニックが実践してきて、得意とすることをこちらに書きました。

自律分散型ですね。今、DAO（分散型自立組織）とか言われていますけれども、多様性と多面性で組み立てるということ。それから、バリューチェーンにおいても多様なものを、1つの同じものをたくさん流通するというのではなくて、多品目少量で流通する、売っていくというやり方の方が強みでありました。それもまたどうデザインするかですけれども、そちらが、有機がやってきたことです。

それから、食というコンテンツを作ってきたというのは強いと思います。有機のマーケットでしか見たことがない食品というのはたくさんあります。それは、よくアグリ・バイオ・ダイバーシティって言うんですけれども、農業生物多様性ですね。食品の多様性というのも豊かにしてきたと、保ってきたという性質があると思います。先ほども申し上げましたけれども、地域間もそうですし、国際的な魅力の強化にもつながっているというふうに思います。

それから、循環によってレジリエントなコミュニティ、それから食ができるということですね。これは食料保障にもつながりますし、先ほど、コットンの例もありましたけれども、いろんなものを作ることによって、1つが駄目でもサバイブできるということがあると思います。それも外部資材に頼らないので、今、日本で問題になっていますけれども、外からの肥料が届かないといったときに、内部で、地域で資材が調達できるというのは大きな強みになると思います。

また、情報開示。例えばトレーサビリティを取れるということはオーガニックの食品にとってもうマストなんですけれども、じゃあ、全ての食、農業でできているかという、まだそうは言っていません。ですが、サステナビリティという観点でいうと、これはもう本当にマストになっていきますので、それを広げるというサポートをしていただくということが大事なんじゃないかなというふうに思います。

次、お願いします。

最後に課題なんですけれども、皆さんに議論していただきたいなというふうに思います。

まず、システムを転換しなきゃいけないということなんですけれども、やっぱりシステムの転換には時間が掛かります。転換をし始めて終わるまでのサポートがないというのが現状です。今、例えば転換期間中みたいなこともありますけれども、全体的に生産者の数がどんどん減っている中で、転換したいという人、チャレンジしたいという人がリスクなく取り組み始められるような、技術のサポートやお金のサポートというのがあるといいかなというふうに思います。

もう1つは、オーガニックを含む食と農が、サステナビリティとなかなかつながっていないというのがあると思います。

先ほど、サステナビリティの意識は高まっているけれども、消費行動に落ちていないということがあったと思いますけれども、やっぱりオーガニックを買う人は健康志向の方が多くて、コロナのときに伸びたのも健康志向の方が買ったということがあります。ですけれども、これからはやっぱり、例えば国とかからのメッセージとして、これ、健康だけじゃないんですよと、環境を守る、それから社会に資するんだということでメッセージを強く出していただけると、消費者に伝わったときに消費者も応援したいというふうになるのかなというふうに思います。

それから、総合的なサステナビリティの実践。これは今有機をやっている方もまだまだできていないところが多いんですけれども、包材とか売り方のエコ化、エシカル化ということをどんどん進める必要があるというふうに思います。

それから、国産なら大丈夫という、もちろん国産を愛するのは大事なんですけれども、根拠がないことで信用するという消費者もまだまだいる中で、コミュニケーションを取っていくことが、正しい情報とコミュニケーションが必要かなというふうに思います。

ちょっとつながりますけれども、農ということが本当に国の根幹ではあるんですけれども、消費者にとって、多くの方にとってあまり関係ないということ、私も個人的にはとても感じているところです。本当は食ということがど真ん中で、農につながっているわけ

ですね。食はみんな関係していることで、例えばおいしいお店を探すとか、そういうことは興味があるけれども、その裏にある農のこと、それからビジネスのこと、それから日本人であるアイデンティティとか、この地域に住んでいるアイデンティティ、そういうことに構想、デザイン、ブランディングということをもっとしていただければ、それがうまくいけば、もう少し関心が高まるのかな、ビジネスがどんどん増えるのかなというふうに思います。

もう1つ、農業・食のシステム、大きなシステムの中の、有機農業というのは、有機食品というのは、ほんの一部でした。とても小さい一部なんです。

ですから、流通のインフラとか、なかなか乗れていなかったんですね。ですので、よくあるのが、有機食品は高いというんですけれども、半分以上が流通のコストだったということは本当によくある話で、実はそんなに農家から買うときは高くないという内情があります。それは、流通を大きなものと一緒にするとか、どこかとシェアをするということによって改善できることなので、そういうことを有機か有機じゃないかに関係なく取り組んでいくということが非常に大事なかなというふうに思います。

また、農畜連携、非常にこれから大事になってきますけれども、まだまだ地域では話し合いすら行われなないということがありまして、そういうところは、真ん中にいらっしゃる行政とか公共的な人たちがイニシアチブを取っていただければ、うまくいくのかなというふうに思います。

また、研修や、先ほどナレッジ・インテンシブと言いましたけれども、既にある技術を普及するというのもそうですし、例えば果樹とか、まだまだ有機でもとても難しい、技術が確立していないところはたくさんあります。米とかお茶はもう確立しているので普及すればいいと思うんですけれども、そうじゃないところへの支援というのがこれからとても大事になるかなと思います。

あとは価格。フェアの権利というのがあったんですけれども、比べると高いんですよね。だけれども、ちょっと皆さんにお伺いしたいんですけれども、日本の食は本当に安過ぎると思いませんか。私は海外へいつも行きますけれども、日本は どうしてこんなに食が、こんなに高いクオリティでこんなに安いのかなって、とても疑問に思います。蓋を開けてみると、お米が去年、私、千葉県ですけれども、8,000円とかで、搾取でしかないなと思っているんですね。それ、誰が払っているのかというと、生産者が労働で払っているだけで、8,000円で買ってはいけないものだと思うんですよ、私は。そういうことを全体的に理解をして、お米を適正価格、再生産できる値段で買っていく。これはお米だけじゃなくて全

てのことですね。全ての食、一次産業のものに支払っていくということをしていかないといけないんじゃないかなというふうに思っていて、そうしたときに、有機のものも高過ぎることはないですし、逆に、プレミアムを取り過ぎないということも1つ、有機を伸ばしていくことにつながるのかなというふうに思っております。

私からは以上になります。御清聴、どうもありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、続きまして信達様、よろしくお願いいたします。

○信達氏　私、不二製油グループ本社から参りました信達と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、お招きいただきましてありがとうございます。

まず、1枚目に「不二製油グループのサステナビリティ経営～サステナブル原料調達について～」ということを出しておりますけれども、日本は平和であり、日本の人たちは非常に慎重で、先ほどもございましたけれども、安いものをやはり好みますし、食に対しては割と保守的に考えておられる場合が多くて、新しいものに対しての取組はやるんですけれども、なかなか浸透しないということで、いろんなものの食品が出ますけれども、これがなかなか定着しなかったりします。そこはやはり経済的な理由による部分も多いと思うんですけれども。そういう中でサステナブルに取り組んでいる中で、やっぱり一番問題になっているところは、その消費者のマインドの問題だというふうには思っているんですけれども、そこに至るまでの、我々のサステナブル原料調達に至る部分のお話を少し、今日はさせていただいて。農水省さんが取り組まれている食品産業の分野におきましては、2030年には輸入原材料の100%をとということで、我々不二製油グループでは、どちらかというと輸入原料を取り扱うことによってやっておる事業を営んでおる会社でございますので、そういう意味においては進んでおるんだろうなと思われる方も多いかと思うんですけれども、それなりにいろいろと大変な思いはしておりますので、その辺りを少しお話ししたいと思っております。

それでは、次、よろしくお願いいたします。

まず、不二製油グループ、御存じない方も多いと思いますので、少し概要を紹介させていただきますと、設立は1950年の10月ということで、大阪市中之島に今本社事務所を構えておりますが、もとは不二蚕糸という、大阪市に、蚕糸というのはカイコの糸と書きますけれども、そういうところから製油事業へ引き継いで不二製油の名前が生まれましたということで、戦後できた会社ですので、戦前からあります大手様の食用油の会社様たち

の大豆油であるとか菜種油であると、日本でいうと食用油ではメジャーであります事業にはなかなか参入できなかったこともありました。

そういうこともございまして、今、従業員は5,623名と、連結売上高4,338億円ということで、そこそこの企業にはなっておるんですけれども、結構海外に拠点を持っておりまして、事業拠点は世界の五大陸にございまして、14か国34社、グループの会社がございします。

内容的には食品製造業でございまして、どちらかといいますと、末端消費者向けというよりは業務用のBtoBを主にしておる会社でございまして、右のグラフでございますように、外側は売上高で内側は営業利益の構成比を表しておるんですけれども、事業は4つの分野に分かれております。

主に私は海外グループの、植物性油脂、乳化・発酵素材事業の全グループ会社の、主にサプライチェーンの戦略を管轄しておるわけですが、植物性油脂の柱となる原料は、南方系の油脂でパーム油、ヤシ油でございします。これは、戦後できました我々の会社として、後発として、従来から日本の方でなじまれている大豆油であるとか菜種油であるとかでは競争できないということもございまして、そちらの方の新規開拓、デベロップメントということで始めた会社でございします。ただ、今の現状は、食用パーム油の輸入・加工では日本最大でございします。

次、お願いいたします。

パーム油は、資料によりますと、現在、世界で最も多く生産されている食用油脂でございまして、赤い色の部分でございします。全世界で2億トンと言われている食用油脂の生産のうちの半分近くになっておりまして、これ、たしか2003年頃に世界で大豆を抜いたような状況で、それ以降は増え続けているということもございします。

次のページ、お願いいたします。

このパーム油は、真ん中にございしますように、インドネシア、マレーシアを主産地にしておりまして、新興国では食用油としても一般に流通しております。ですから、普通に食べられる、食用油として食べられておるわけですが、日本では主に、我々が輸入しまして加工して、製菓・製パンあるいは即席麺市場への流通というのが大半でございします。

ただ、日本では、左にありますような、一番多いのは菜種油が食されております。

これは、ただ、それもほとんどは輸入に頼っているというのが日本の現状ですので、日本の食料自給というのが非常に大きな課題になる中でも、我々は自分で生産できませんけれども、輸入油で日本がサバイブしていくために頑張っている次第でございします。

それから、不二製油のグループの全体の主原料でありますパーム油は、植物の中でも生産性が最も高いというのが、この生産が伸びてきた一番の理由でございまして、コストも安いと、作るのもですね。ですから、流通も一番安くなってございます。

日常生活になくてはならないというのは、特に新興国ではそういう状況でありまして、ただ、このパーム油に関する生産地の課題といたしますか、欧州では、このパームというのは、森林破壊に対するバッシングが起こってきたわけですね。それが2010年頃からですが、プランテーションをつくろうと思うと、他の樹木はもう全く育てないですね。ですから、飛行機でマレーシアの上なんかを飛ぶと、ずっと下見ると、緑の点々、点々、点々がずっと続いております。これ、全部パーム農園でございまして。インドネシアでもどんどん増えてきたということで、最初はマレーシアでしたけれども、インドネシアが追い越しちゃったわけで、生産がすごく多くなっちゃっていますけれども、そういうことで、今言われております森林破壊であるとか、不当労働であるとか、人権侵害であるかというところに、パーム油がやり玉に上げられることが多くなりました。

ということで、その次のページ、お願いいたします。

そこで、不二製油のグループとしましてサプライヤーの行動規範を作って、責任のある原料調達ということに取り組まねばならないというふうに決めたわけですが、RSP0（持続可能なパーム油に関する円卓会議）という世界的な非営利組織の会合がございまして、これはパーム油をサステナブルにしていくという取組で、2004年から始まっておりますんですけれども、弊社はその最初のときから参画しておるんですが、実際に今回、そのサステナブルに取り組むということで、具体的には、2014年に弊社の現社長になります酒井がアメリカの社長時代にレターをいただきました、ステークホルダーの方からですね。これは、人権侵害等をしているものを使っているんじゃないかというような指摘でございまして、これについて当然、内容は事実と異なるものでしたので、我々の原料メーカーにも届いたということで、当然、我々はBtoBでやっていますんで、末端のお客様の方にも来ていて、そこから通じて弊社の方にもダイレクトに届いたという事実がございまして、こういうことがあると、これは世界に広がるという認識をしまして、実際に取り組まねばならないということで、2015年に酒井が日本に帰国した際に、当初、SDGsが国際的にも決議されたという時期でしたので。ただ、まだまだ日本ではその機運にあまりなかった。

そういう時代でしたですけれども、海外事業も我々たくさんやっている中で、これは不買や輸入禁止といったことにつながるリスクにもなりますので、まず、自らサプライチェ

ーンマネジメントグループという部署もそこで発足して、新しい取組を持続可能な取組ということで作ったのが、前置き長かったですけれども、この不二製油グループサプライヤー行動規範ということで、主な原料でありますパーム油、カカオ原料、チョコレート用の油脂をやったりしておりますんで、あるいはチョコレートも製造しており、大豆、それからシアカーネルという、主な主原料4つについての責任ある方針を出して、2025年、それから2030年のそれぞれのKPI目標ということで立てているわけでございます。

一つ一つ説明しても大変ですので、サステナブルパームへの取組は古いんですけれども、2004年から始まったものと、2017年にサステナブル調達委員会というのも作りまして取り組んでおります。2030年までにパームの農園までのトレーサビリティを100%に目指すと。ここでいうと1つだけ、右の端の上のところに書いておりますけれども、この目標が1つの大きな目標でございます。

カカオ等は児童労働をゼロにするとか植林の問題であるとかいうこともやっておりますが、現在、大豆も含めて、EUのデュー・ディリジェンスも始まっておりますんで、検討されておりますので、もうサステナブルに関する規制がどんどん世界でも議論されておりますので、我々のこの目標がそれに合致しているという方向で取り組んでおります。

次のページ、お願いいたします。

これはパーム油のサプライチェーンが、フロー図にありますように、左から右へと、農園から我々の油脂会社、最終的には消費者の方にお届けしているということですが、右から2つ目にあります一次精製会社というのは我々のグループ会社もございます。ただ、それだけでなく、インドネシア等の直接調達のサプライヤーまで全てトレースするというのが目標でして、このトレースするということが食の安全につながるということがヨーロッパのDD（デュー・ディリジェンス）でも言われていることでして、我々も今後目指さなければならないサステナブルの取組の1つでございます。つまり、農園まで、ただこれ直接トレースできるわけではなく、サプライヤーから情報を共有してもらわなければならないということで、いろんなネットでも、不二製油グループのホームページも見ていただいたら分かるんですけれども、このトレースする作業、サプライヤーとコミュニケーションを取って、農園までつなげる作業がグリーンバンスメカニズムということで、そこに青字で書いてありますが、こういう苦情処理のシステムを構築し、公開しております。

次、お願いします。

これは、パーム油のサステナブル調達コミットメントでございまして、環境と人権に対するコミットメントで、NDPE（No Deforestation, No Peatland development and

No Exploitation) という最終の目標でございます。

次、お願いいたします。

現在、農園までのトレーサビリティは順調に進んでおりまして、搾油工場までは100%トレースできておりますし、農園までは85%ということで、100%まであとちょっとのように見えるんですけども、実はここが難しいということではございます。

次、お願いします。

サプライチェーン上には改善を要する地域がありまして、こういう地域を特定した取組を我々はやっております。3つやって、代表として出させていただいていますけれども、この現場を熟知した専門家の方々、NPOとかの方々も含めた協働によってプログラムに取り組んでいるというような状況です。

次、お願いします。

先ほど真ん中にありました、マレーシアのペニンシュラという、一応マレーシアの真ん中のところですけども、我々のグループ会社がございまして、ここで、労働の改善プログラムというのを中心に取り組んでおります。

次、お願いします。

次は、先ほどの左側にありました、インドネシアのスマトラ島というのがあるんですけども、そちらの北部の州にありますアチェ州というのございまして、このアチェ州のところで取り組んでおるのが衛星写真を使った森林破壊防止モニタリングですね。これ、Deforestation freeの検証をするということをやっております。

次、お願いします。

これがスマトラ島のアチェの部分ですね。この左の下にある緑のところですけども、ここが国立公園といいますか自然保護区域になっておりまして、こういうところにパーム農園が侵食していかないようにモニタリングをしている状況でございます。

次、お願いします。

これらが、一応実際に活動している写真をこちらにちょっとピックアップしておりますけれども、現地に出掛けまして、現地と一緒に研修したり、あるいは、この真ん中のものは実際に現地でこのように植物を植えることを手伝ったりして、収穫する実演をしたりして、生活の支援の1つとして取り組んでいる状況です。

次、お願いします。

こちらが3つ目のやつでして、ボルネオ島のやつですけども、ボルネオ島の北部の方、北西部はマレーシアでして、サバ州というのがあります。このサバ州が、WWF（世界自然

保護基金)さんが指摘したような、ゾウとかトラがいなくなるとか、いろいろ言われたところではございますんですけども、そちらの方も農園が大分増えまして、そこでも小規模農家の支援ということで、やはりRSP0という形で、取り組んでいる認証がございますけれども、この認証を受けないと、小規模農家さんの方もそのプレミアムを受け取れないというか、プレミアムを、認証のある油しか買わないというふうにヨーロッパの要請もあり、そうすると、小規模農家さん困りますよね。そういうのはどこでもそうだと思うんですけども、こういうことにならないように支援をするということで、RSP0認証であるとか、MSP0認証はマレーシアのサステナブルパームオイルですけども、この認証を取るにはどうしたらいいんだということで、実際に支援をしているとの状況でございます。

次、お願いいたします。

これが先ほど申し上げました苦情処理のメカニズムですけども、先ほど申し上げましたとおり、グリーンバンスの仕組みとしましては、我々は、左下の青い形で苦情の申し立てを受けます。ステークホルダーさんからいろいろ受けるんですけども、これについて調べますということで、苦情の受理、それから調査、状況の是正と改善、モニタリング、クロージングということで、この手続を順次、プログラムといいますか、我々のシステムとして、メカニズムとして公開しております、この手続でやっておりますということで、やはりダイレクトに、主に一番多いのは土地の問題でございます。土地で異常な開拓あるいは違法な開拓等がやっておられませんかというようなことが一番多いんですが、我々、直接分かりませんので、これはサプライヤーさんからつなぎつなぎで調べていくしかないので時間が掛かりますということで、一応、我々は半期に1回アップデートするということで、取組を公開しております。

次、お願いいたします。

ということでして、先ほど、パームが一番やはり進んでおりますので詳しく説明させていただいたんですけども、カカオ、それから大豆、それからシアカーネルというのはまだあまりメジャーではございませんけれども、やっております。

ただ、細かいところは省略させていただいて、現在、特にカカオはEUのDDでは非常に大きな問題として取り上げられております。パームのように、まだそこまでトレーサブルができていないという現状の中で、サステナブルの取組に踏み込んでいこうとしておられますので、ここをちょっと我々も注視しながら、グローバルに取り組んでいますので、これをやっていこうと。日本の方もようやく、サステナブル・オリジンというプログラムを適用したチョコレート製品を我々の不二製油という日本の会社からも出しておりますので

すけれども、いよいよ日本でもこうやって農水省さんも取り組んでいただく中でメジャーになってきましたが、先ほどおっしゃられていたように、たくさん、それなりの消費力がないとこういうのは浸透しないと思います。安いだけでいいんだということであれば絶対駄目です。そのために消費マインドを変えていただく、行政としてもそうした方向でやっていただければ、我々としてもやりがいがあるというふうに考えております。

御清聴ありがとうございました。以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、これから意見交換に入りたいと思います。

時間が思ったよりも過ぎておりますので、お一人3分だと厳しいぐらいの残り時間なんです、場合によってはちょっとだけ、延ばさせていただくかもしれませんが、御協力、よろしくお願いいたします。

本日御欠席の上岡委員、山浦委員からは事前に御意見をいただいておりますので、その資料は配布させていただいております。

いつものとおり、特段順番は指定いたしませんので、御希望の方は手を挙げていただければと思います。

それでは、中家委員、香坂委員、その後、堀切委員、お願いします。

○中家委員　全中の中家でございます。

我々も、このみどりの食料システム戦略、これを踏まえた中で環境調和型農業の推進をしておりますが、先ほどの事務局資料の29ページでは、有機の農産物を購入しない理由が、いわゆる「高い」という回答が一番多かったのと、あと34ページでは、「社会や環境に配慮して作られた商品を買う」という項目が極めて低いということです。三好さんの話もございましたけれども、外国に比べまして、日本の消費者の環境に対する意識というのが非常に低いんじゃないかなという、そういう感じがしております。そんな中で、この環境負荷低減の認証制度とか、あるいは認証のラベル、これを作ったとしても、そのことが消費者の皆さん方に認識・理解され、そして評価をされなかったらあまり意味がないんじゃないかなという感じがしました。ただ、有機農業に限らず、生産者の努力、このいわゆる付加価値に対しまして、消費者とか事業者の皆さん方に適正な評価をいただくということが持続可能な農業の確立には不可欠じゃないかなと思ってございます。したがって、基本法の見直しに当たっては、再生産可能な価格によって需要に応じた生産と、これが行われる仕組みが必要不可欠かなと、こう思ってございます。

それからもう1点、ポイントの中に大規模自然災害の増加という項目がございました。

自然災害が多発・激甚化する中で、現行の基本法が災害による損失に対する補てんという項目しか記載がないわけなので、改めて、この基本法の見直しに当たっては、災害からの復旧の支援なり、あるいは防災・減災、そのようないわゆる施策の実施を明記すべきじゃないかなと、こう思っています。

それから最後に、先ほど、9ページに多面的機能の貨幣評価の試算結果が出てございました。これをトータルする、合計するというのはあまり意味がないのか分かりませんが、合計すると総額8兆2,000億円くらいの評価となるわけですね。これは農業の総生産額に匹敵するようないくらいい金額じゃないかなと、こう思っています。一方では外部不経済効果というのものもあるわけですので、改めて、この多面的機能の大きさというのを情報発信する必要があるのかなと、こう思ったところであります。以上です。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、香坂委員、お願いいたします。

○香坂委員 今ほど、中家委員からございましたように、外部不経済の点、事務局資料の17ページにもございますし、法律の3条のところで、第三者に対して何らかの利益を与えるもの、外部経済効果という形で、これがマイナスの値を取り得るという点、この点を基本法の中では今後検証していくという点が必要かと思えます。

また、23ページ以降にございます生物多様性COPの中で、農薬等も含む化学的なリスク、汚染リスクに対して、それを半減させていくというターゲットですとか、インセンティブの話ですね、補助金。有害なものとは有益なもの。ポジティブインセンティブをどうデザインしていくのかという点について今後議論を、国内でも国外でもやっていく必要があるのかなと思えます。この点について、後ほど、農水省からも御意見いただければと思えます。

今後、更に気候変動や生物多様性保全の世界が課題となっていく中で、みどりの食料システムの実現に向けて、役所の本気度というものがある意味では問われていくところになるかと思うのですが、この辺りについて、しっかり今後はやっていく必要があるのかなと思えます。関係省の国家戦略ですとか、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）のお話もございますし、森林関係でいきますとデュー・ディリジェンスですとか、本日お話のあったマター、パームオイルとかカカオの話なども関わってくる点なのかなというふうに存じます。

いただいた中で、KPIの中で、持続可能な原材料の調達、2021年では36.5%のところを今後100%にされていくという中で、この辺りも、輸出ですとか国際とも関係してくるところですので、いろいろ議論していく必要があるのかなと思えます。

最後に画面共有を、すみません、お手間いただいて恐縮なんですけれども。

これまで種苗の大手の話が少し出てまいりましたが、彼らが強面でアプローチをしてくるわけではなくて、「どうやって生物多様性を守りますか」という全面の新聞広告を、例えば国際会議なんかで合わせたり、学会でセッションを組んだりするんですね。この「どうやって守りますか」ってところに、ちっちゃい字で、農業を減らす、あるいはもっと効率的にやるというような、あとはアフリカを助けますとか、これまで出てきている種苗とか知財の大手というのは、かなり環境系から叩かれたというのがあるので、そんな強面でアプローチしてくるわけではなくて、結構、二項対立的に持っていかに、どうやってこういう環境と生産を両立させていくのかというのは、まさに大きな問いではなかろうかと思います。

後ほど、先ほどの質問に対して、審議官ですとか輸出の方の方から、例えば消費者がどういうふうに海外で評価するのかという辺りにコメントいただければと思いました。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 ありがとうございます。堀切です。

私は、食品産業の立場から、食品産業の持続可能性に向けた取組、今日の論点でもあるわけなんですけれども、現状と課題についてちょっと触れたいと思います。

昨今、SDGsが企業の行動規範として広く認識されて、ESG投資の広がりの中で、社会課題に目配りした企業行動が求められているという事は言うまでもないことなんですけれども、そのような中で、みどりの食料システム戦略が、農林水産業にとどまらず食品産業、そして消費者を巻き込んだ形で、フードサプライシステムを持続可能なものにする中長期的な食料・農業政策の基本方針として打ち出されたことは評価されるべきことだと考えています。そんな中で、食品産業についても、このみどりの食料システム戦略の中でのKPIとして、持続可能な輸入原材料調達の実現、あるいは労働生産性3割向上、あるいは食品ロス半減といったものが掲げられておりまして、食品産業界としてもこの戦略を踏まえた対応が必要と認識している次第でございます。

そして2番目に、食品を生産現場から消費者までつつがなく届ける際には多種多様な主体が関わっているわけですが、商慣習の見直しなどを進めるには、食品製造や食品流通など各ステークホルダーが問題意識を共有して、連携して対処・対応していくことが必要であることは言うまでもないわけです。農水省のお声掛けで、今年度、フードサプライチェーン全体を俯瞰したプラットフォームが立ち上げられまして、官民で連携するとともに、

業界の枠を超えた情報共有の場が設定されております。このような場を活用して、食品産業の課題解決につなげることを目指していきたいと思っております。

そして3番目に、課題ですが、これはもう今、中家委員あるいは三好さんからあったわけですが、今後、SDGsやESG投資への対応、あるいは持続可能な輸入原材料調達、人権問題への対応等、求められる様々な課題に対処していく必要があるわけですが、これらの取組は、短期的には農業や食品産業にとってはコスト要因となり得る面があるわけですね。将来にわたって持続可能なフードサプライチェーンを維持していくためには、食品産業としても消費者が求める新商品の開発や新たな付加価値の向上などに努力していく所存ではありますが、持続可能な食料システム実現にはコストが掛かるんだということを、消費者への情報提供あるいは理解醸成を促進していくことが必要であるというふうに考えております。それには、環境教育でありますとか、あるいは食育でありますとか、そういった面での消費者への情報提供・理解醸成、これを進めていく必要があると強く感じております。食品企業も、ただそれを教育の現場に任せるのではなくて、各企業ごとに工場見学あるいは出前授業といったようなことを積極的にやっていくことで、少しでも消費者の理解を深めるということに今後も努めていきたいと思っております。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、他にいかがでしょうか。それでは、寺川委員、茂原委員、二村委員、合瀬委員、齋藤委員の順番でお願いいたします。

○寺川委員 本日のテーマは大変重要なテーマだというふうに理解します。一方で食料安全保障というものを考えつつ生態系サービスを考える場合、やっぱりトータルで考えるべきで、全てを一気に解決できるわけではないと思いますので、プラス面、マイナス面、これをそれぞれ評価して、年次ごとにプラス面が増えていくような施策とか、個別のサービスの目標をしっかりと立てた設計が必要なのかなというふうに思います。

GHG、温室効果ガスのデータが示したとおり、先ほど、堀切委員からもありましたが、企業は、まず再生エネルギー含めて計画目標を決めて、削減計画をもう着実に実行しています。コストも増大するんですが、サステナビリティを意識しない、開示できないような企業は資本市場から追い出されてしまう。こういう危機感の下でやっているわけですが、一方、農作物というのは、よくよく考えると、そのコストを最終的に負担するのは消費者であって、個人の生活が苦しくなっても負担するという考え方、なかなか難しいところがあると思います。

これはちょっと自分の考えですが、今までのデフレの中では一層難しかったんですが、

今、タイミングがインフレ気味というか、拡大・再生産経済に向かうとすれば、ある意味、タイミングとしては今が大きな転換点になれる可能性がある。要は、持続可能な農業に掛かるそれぞれのコストや、これは価値があるものだということを消費者の皆さんに、各委員、また今日の発表者の皆さんから言われていましたけれども、しっかり理解してもらう、消費者に、そういう活動を行うべきではないかと思います。

また、私どもの会社でもいろいろ持続可能な農業ということで、牛のげっふの削減の実証試験だとか、バイオ炭の貯留、それから家畜排泄物のメタン削減、J-クレジット化、いろいろなことをやっています。

ただ、言えることは、国内においては、開発を地道にやっているだけで、規模化がなかなか難しい。コストも掛かる。こういうなかなか難しいなということを痛感しているのが現実です。これも恒久化していくためには、最終的にはコストということになるわけで、やはり消費者マインドというのが重要かなというふうに思います。

一方で、もしこれ消費者が受け入れるというふうな情勢になれば、この持続可能な農業を実施しない、そういう生産者・農作物に対しては、ちょっと過激かも知れませんが、ある意味ペナルティを与える、不利益が被るような仕組みというのも考えてもいいのかなというふうにも思う次第です。

また、最後ですけれども、病虫害、家畜伝染病等についてですが、これはどうしても、稲作含め雑草も農業に対する抵抗性が強い菌がどんどん出て、常にいたちごっこであり、リスクというのは非常によく分かっているというところはあるんですが、なかなか難しい問題で、家畜にしても、やっぱり豚舎・鶏舎の設計から含めまして、防疫体制の確立をするにはそれなりのコストが掛かる。これらもやはり消費者の皆さんには理解していただきたいポイントになるのかなというふうに感じました。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、茂原委員、お願いいたします。

○茂原委員 大変お世話になっておりますが、よろしくお願いします。

まず、今日は持続可能な農業の幅広い取組の現状、そして、三好さんからは有機農業の情報等をいただきました。

今、有機農業が話題になっているわけでありましてけれども、私どもの町の話で恐縮ですが、早くから有機農業に取り組みまして、もうちょうど23年ぐらい前、30年ぐらい前ですか、そして23年前に甘楽ふるさと農園という、いわゆる市民農園を開設しました。多く、150ぐらい、小さな区画からあるわけですがけれども、いわゆる化学肥料や除草剤等を使わない有機栽培が特徴になっていまして、そしてクラブハウスも造りまして、そ

の管理人が常駐していると。それから、農具の貸出し等も行っていると。そして、汗が出たら汗を流してもらうような設備も設置しまして、非常に人気があるところであります。そのために、町民の皆さんにとっても非常に有機農業というのが身近な存在になっているかなというふうに思っ、今回、オーガニックビレッジも来年度には認定を受けて取組を進めていきたいなというふうに今思っているところでもあります。

先ほど来、三好さんの話にもありましたけれども、そんなに割高じゃないんだというんですけれども、一般に有機というのは割高に感じられるようなところがあるわけでありまして、確かに消費者が買うときに安いものに行くというのは、これは仕方ない面もあるんですけれども、やっぱり今話に出ているような持続可能な農業の重要性を消費者に理解してもらう、いわゆる広報戦略が必要なんだろうというふうに思っていますし、子供たちに早くからそれらを教えるための学校給食の取組というのも必要なんだろうなというふうに今思っているところでもあります。学校給食は規格の揃ったものをというような話もあるわけですから、なかなか大変なところがありますけれども、コストの問題もありますけれども、有機の消費拡大を図るには、やっぱり環境の教育と同時に食育を連動させた取組が重要なんだろうと思っております。それは将来的な子供たちの購買行動につながっていくんじゃないかなという期待もできるし、そのために地元の農家との連携をした取組も今一生懸命取り組んでいるところでもあります。

でも、最後にやっぱり重要なのは、農業者の所得向上対策だというふうに思っています。有機農業の農地の面積を25%に引き上げるというような話は、消費者の理解がまず必要でしょうし、安定的な市場が必要でしょうし、農家の手取りを確保する、このことを検討することが必要であるんじゃないかなというふうに思っておりますし、そのことは、ひいて言えば担い手の確保という意味にもつながって、非常に重要なことなんだろうというふうに思っています。事務局の説明資料の中に、多面的機能と生態系のサービスという説明がありました。中山間地域の農業が果たしている役割はまだまだ大きいんじゃないかなと思っております。農村政策とも関連しますので、次回以降、このようなテーマが出てくるんだと思いますけれども、持続可能な農業の中には、やっぱりその地域政策をしっかりと位置付けて、厚みのある政策にしてもらうことが必要なんだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今、我々自治体も持続可能な地域づくりが問われていますので、農業分野についても国と連携をしながら、これからも進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、二村委員、お願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。私から3点申し上げたいと思います。

1つは、先ほど来の議論の中でもあります、サステナブルな農業というものに転換していく上で消費者の理解が欠かせないというお話はそのとおりだと思いますが、それは裏を返せば、私たちの食あるいは農業生産ですとか食品産業ですとか、そういったものが環境負荷を生じているのだということを理解するということとは切り離して考えられないと思います。基本法の中でも、農業の多面的機能ということで、プラスの側面については記述をされ、よく語られるわけですが、一方で、農業生産などが、あるいは私たちの食生活というものが、すごく環境負荷を生じさせているんだということがあって、その上でそれを軽減していくような取組をしたものを選ぶと、そういう順番ではないかなと思います。このことを、ある意味言いづらいところもあるのかと思いますが、やはり正面切って言う必要があるのではないかなというのが1つ目です。

それからもう1つは、環境負荷を低減するような取組をするのにはコストが掛かるというお話が当然ありました。それはもちろんそうだと思います。そのコストを誰がどのように負担するのかという次の議論になると思うのですが、このときに当然、その理解をして消費者が負担をするということもありますが、一方で、ある意味、環境に対して非常に意識高く、何とかしようと思った消費者が負担をするという構造で、どれぐらいそれが量的に賄えるものなのかということを考えると、それだけではいけない面があるのではないかなと思います。

あと、こうした議論をするときに矛盾を感じるのは、サステナブルなことをしたいとか、そういう意識の高い人がコストを負担して社会を支えるという在り方なのか、それとも、社会全体でやはり何か、そのコストが違うところに回っていくような、あるいは負担をしていくような仕組みというものを導入すべきではないのかとも考えます。先ほど、ペナルティという話がありました。ペナルティと言うかどうかは別として、例えば温室効果ガスなどでいえば、当然、排出権取引ですとかカーボンプライシングのような話もあるわけですから、そういう意味では、農業生産あるいは食品に関わる様々な環境負荷を、何らか社会全体で適正に分け持つような社会的な仕組みというものは考え得るのではないかなと思います。それは消費者への価格の転嫁という形だけではないのではないかなと思います。これが2点目です。

それから3点目に、先ほど、有機農業について、生産者のところでのコスト以上に流通のコストが掛かっているというお話があって、本当にそうだなと思います。ただ、これは、

区分をして管理をしなければいけないというようなことから、かなりコストが生じている面があると思います。

それから逆に、廃棄物になった後の食品リサイクルなどを行うときにも、点在しているものからどういうふうに効率的に集めてきて食品リサイクルするかというようなことが問題になったりします。つまり、サプライチェーン全体の流れの中で、どのように合理的に、あるいは業種や業界や、あるいは、もしかしたら規制の側面において役所同士の壁だとか権限みたいなものも越えて、新しい仕組みを作れるかというところが問題になってくるのではないかなと思いました。以上3点です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、合瀬委員、お願いいたします。

○合瀬委員 環境に対する取組、様々な取組、御説明いただきましてありがとうございます。大変参考になりました。

私も、今回の資料をいろいろ見せていただいて一番衝撃を受けたのが、34ページの環境やサステナビリティに対する消費者の意識と行動。他の国に比べて、日本はそんなに低いのかと。日本の消費者が、自分の消費行動の社会や環境に対する影響ということを考える人たちがそんなに低いのかって、改めて愕然としました。

そもそも今回の食料・農業・農村基本法、これ、1999年に作ったときに、それ以前の農業基本法が農業だけの法律から、食料・農業・農村を守るための国民全体の法律なんだと、転換したときに、12条に消費者の役割というのをわざわざ書き加えたにもかかわらず、こういうふうなことになってしまったことを、改めてやっぱり考える必要があるなというふうに考えています。

その原因の1つについては、先ほど、二村委員からもありましたように、多面的機能というものを、農業をやることでいいことがいっぱいあるんだみたいな、いい面ばかりを強調してきた農水省の1つの問題もあるのかなというふうな気もしています。WTO交渉の中で海外から農作物輸入を迫られる中で、とにかく国内に農業を存続させる、多様な農業の共存みたいなことを打ち出してきた1つの概念ではあったんですが、あまりにもその農業をやることでいいことばかりあるんだということを言い続けてきたことが、一方でEU等が農業の環境に対する影響みたいなことを言い続けたところの、日本との違いになってきたのかなということを改めて感じざるを得ないのかなという感じがします。

そういう意味では、今回の食料・農業・農村基本法では、そもそも国民全体の食料、それから農業・農村の問題は、農業だけでなく国民全体の問題なんだということを打ち出しはしたんですけれども、本当にそういうことになっているのかと。国民の意識がそうい

う意識になっているかというのを、もう1回やっぱり検討しなきゃいけないのかな、検証しなきゃいけないと、そういう思いを改めて今日感じたところであります。私の意見は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 持続的な農業と、それから食料生産をする立場で、実は今日、朝来るときは山形の気温、プラスです。日中は13度ということで、本当に真冬のときにこんな気温は今までかつて多分なかったと思うんですよ。この気象変動は、関東の野菜の出荷で暴落していると思いますけれども、そんなことで、この気象が農家経済にとっても大変なもう悪影響が出ております。ということで、やはりオーガニックをすぐというわけではございませんが、せめてみどり戦略を、今、国として定めましたので、我々農業者はその内容を熟知しながら、できる範囲でこれに沿った生産活動に変更していかないと、もう本当に数年で生産の収量が落ちるとか、天候被害で皆無作とかっていうのが多々ありますので、そうすると、生産そのものができなくなるという状況です。

今どんどん高齢者の方が農業を辞めまして、どこの県でもそうだと思いますけれども、一番は地域の中の法人さんに農地がどんどん来ている状況だろうと思いますので、その辺、我々農業者も環境負荷に係る費用の負担等々は確保しながら、化学肥料だけに頼らず、地域の有機質を活用した農法とか、それから、もうすぐ2024年、流通業界の大変な変革が間近ですので、なるべく近くへの食材供給ということでコストダウンにつなげたり、すぐやらないと駄目なことがいっぱいあると思いますので、今回の基本法の検証において、このオーガニックだけをすぐというのではなく、みどり戦略の、せっかく作っていただきましたので、推進という方向で、農業者の方に伝えていただければ幸いです。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

オンラインの皆様、高槻委員、吉高委員、清原委員、井上委員、大橋委員の順番で御発言いただければと思います。

○高槻委員 それでは、高槻でございます。

今日は、三好様、信達様、ありがとうございます。

「持続可能な農業の確立」というテーマで、これこそまさに食料・農業・農村基本法の法律の名前のとおりであると僕は思っておりまして、もちろん農業が中心になるわけですが、農地の持続可能性を確保するには、その農地の上流部といいましょうか、山間部といいましょうか、その農地の場所だけでなく、少し広いエリアで見なければ、その農地の持続可能性というのは確保できないわけですし、当然、その農地がある近くには住居、農村

があるということになるんですけれども、我が国においては少子高齢化、そして農村部における過疎問題というのがあるわけでございまして、今までは人間による社会生活、農村の活動というのがあって、一定の環境、自然との交わりというのがあったものが、急速に薄れていると。その結果、農地そのものの環境も悪化しているという現状があるわけでもありまして、そういう意味では、この農村の過疎問題ということも含めてどう考えるかという話もあろうかと思うんです。三好様からは、山3つ、オーガニックのワイン畑をという話がありましたけれども、まさにそういう観点が必要なんだろうというふうに思います。

それから、もちろんこの法律、農業中心なんですけれども、農村・農地の下流部分に行きますと、川を通じて海があるわけでありまして。我が国、海も非常に重要な食料の源であるわけでございまして、近年、農村部あるいは山間部の荒廃の結果、濁流をもって土砂などが流れ込み、そして海の環境も悪化する。その結果、漁業資源が捕りにくくなるというようなことも起きてしまっており、せっかく海洋に囲まれた国という地理的優位性があるにもかかわらず、ここを疎かにすると非常にもったいないことになるのではなかろうかと考えます。

事務局資料の42ページを映していただきたいんですが、前回の部会のときに、科学的な調査によるマッピングをするべきだろうという話を申し上げたんですが、私も不勉強で、こういうものがあるのを知らなかったんですが、ここには4つ、水稻とぶどう、りんご、そしてうんしゅうみかんがありましたけれども、もう調べておられるわけですよね。おそらくこれは、ピックアップされているので、粒度の粗いものが出ていると思うんですけれども、実際にこれを作るためにはおそらく細かな農地レベルで研究・調査されていращしやるんだろうと思います。こういうことをベースに考えていくと、これから持続可能にしていくためには、どこを守るのが効率的なのかという話も分かってくる。あるいは、現状作っている作物がその土地の状況に合っていないので、余計に肥料をあげなければいけない、あるいは余計に農薬を使わなければいけない、ということも浮き彫りになるのではないかと思います。したがって、やはりこのような科学的な検証に基づいて、どのように持続可能性を高めるのが効率的なのかという話も改めて見ていくという必要があると思った次第でございます。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、吉高委員、お願いいたします。

○吉高委員 どうもありがとうございます。

本日のヒアリングで、三好様、ありがとうございます。オーガニック3.0を拝見しまして、ESGの分野では同じようなことがよく言われる視点だったので、大変勉強になりました。

たし、不二製油様もESG投資家から非常に評価の対象になっている会社さんなので、非常に、これだけ進まれている。勉強になりました。

みどりの食料システム戦略の中で有機栽培について、日本は高温多湿で病害虫が多いので農薬は急激には減らせないけれども、生物多様性の条約とかの関係からも、時間軸を持って総合防除をするという考え方があるかと思うんですが、TNFDにおいての情報開示においては、地域性を考慮するべきととても言われるんですね。

ちょっと三好様にもお伺いしたいと思うんですけれども、例えばこういう有機栽培の定義というものに関しては、地域性を考えれば欧米と違っていいということで理解がよろしいのでしょうか。すみません、あまり詳しくないので、是非そのところを教えていただきたいのがまず1点でございます。

それから、事務局の御報告の中に、消費者の志向については価格が問題とか分析あったと思うんですけれども、また、34ページの消費者の行動の分析もあったんですが、これ、年代別のデータの分析はございますでしょうか。と申しますのは、私、大学でグリーンビジネスをずっと教えていますが、やはり学生から聞くと、もちろん直接自分がお金払っているわけではないってこともあろうかとは思いますが、多少高くなる位であれば、こういったものの商品を選んでいきたいという声は結構聞かれるものですから、今後、こういった若い年代の意識が、実際にお金を払う消費者の意識にも影響してくるのではないかとと思うので、やっぱり年代によって随分消費の志向は変わってくるというのは私は認識しております。これは2点目でございます。

最終的には、前回も申し上げたんですけれども、このサステナビリティに関しては、やはり農業政策の根本に置くのが世界の潮流なので、みどりの食料システム戦略というのが、今回の基本法の検証で、あらゆる面で、私自身、考慮されるべきであろうと考えていたんですね。気候変動のCOP27でも生物多様性や農業のことが話題になりますし、生物多様性のCOP15でも気候変動が話題になって、気候変動と生物多様性は、もう農業問題において表裏一体というのはもう厳然たる事実でございますから、検証部会全体で、全てのあらゆるもので、このことがベースにあって議論をされていった方がよかったのではないかと私自身思っています。

やはり日本の農業というのは、先ほど、いたちごっこというお話もありましたけれども、世界的に見れば、熱帯の地域から非常に寒い地域もあり、あらゆる災害のデパートとも言われ、そのいたちごっこの経験は実は日本の強みであるという観点もあるのかなと。例えば、気候変動に強い、適応した農業ノウハウ、こういったものというのは世界的には非常

に需要と価値のあるものなので、例えばサステナブルなものを、有機という一くくりにするのではなく、そういった政策にも実は、日本のサステナビリティ、強い農業というものがきちっと組み込まれているということで示せば、これから日本にとって大きな強みになるのではないかなというふうには期待はしております。

そういった面では、新たにみどりの食料システム戦略でという別立ての考え方ではなくて、今足元でやっていること全てにおいて、気候変動をベースに棚卸しをして、基本的な考え方を基本法の中に取り込んでいただけるということが、私としては大変期待しているところでございます。もしそのようなお考えあれば、事務局の方からお聞きできればと思っています。以上でございます。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。次、清原委員、お願いいたします。

○清原委員 私の方、事前にちょっと発言の補足をする資料を提出しておりますので、詳しいことはそれを見ていただいて、要点だけ短く述べます。

私、述べたいのは3つの点で、まず、持続可能性ですとか食料主権といったことは、FAOの食料安全保障（フードセキュリティ）概念には現在4つの次元があると言われてい るんですが、それに追加して組み込むよう、もう既にFAOやその他の国連の機関によって認められています。まず、これが1つ目。

その上で、FAOが言う持続可能性というのは食料政策の枠組みで取り組むべき問題です。今回、事務局から出されている論点の2つ目と関連すると思うんですが、現状の政策では、環境負荷の削減の対策が農業生産段階、一次生産段階に偏る状態にあって、食に関わるトータルな範囲での持続可能性の維持が不可能だと思われます。二村委員のコメントの1点目とも関係するんですが、食べること自体、それを含むと食品製造業、流通業、それから小売業の活動自体での対策も含めて検討する必要があるというふうに思われると思います。

続いて3点目ですが、最後に農業に限定した場合のコメントなんですけれども、他の委員からもたくさん御指摘があったんですが、事務局資料の29ページ、34ページ辺りのことです。論点の3に関係するんですが、消費者理解などの醸成によって特定の生産物や生産者を差別化する戦略だけでは、環境やあるいは人権なども今日出てきましたが、そういったことに配慮した農産物を普及させることは限界があると思います。そういった環境や人権といったことが、農業や社会的に真に必要な特性であれば、幅広い生産者が一般的に、環境に配慮した農産物の生産に取り組める支援や施策を検討すべきだと思われます。この点、二村委員の2点目のコメントともすごく関連があるなというふうに思いました。

また、価格についてのことは、今日の三好様の発言に私は完全に同意いたします。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。続きまして、井上委員、お願いいたします。

○井上委員 委員の井上です。

三好様、信達様、貴重な発表を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

私ごとで恐縮なのですが、中山間地で新規就農で農業を始めて、有機農業に20年以上取り組んでいる、ごく個人的な農家の意見として幾つか発言をさせていただきます。

私が有機農業と出会ったのは17歳頃でした。有機農業の自然との調和であつたりとか、身の回りのものを活用して農業生産を営むということに非常に感銘を受けまして、以来、有機農法で野菜の生産を二十数年にわたって行っているんですけども、当時と今を比べて感じることは、まず、単価が変わっていないということですね。私たち有機農家の1パック当たり、先ほど、お米の金額が60キロ8,000円から変わらないという話が三好様からもありましたけれども、こういったことが20年以上経っていても本当に微々たるパーセンテージでしか上がっていないというのが変わっていないことです。大きく変わったことといえば、流通業者から、このSDGsの流れを汲む環境負荷の低減であつたりとか持続性というところで、大きく品物を扱いたいという御依頼をいただいているところが変わったところであります。何が言いたいかというと、このサプライチェーン全体の中の主流を担う方々から、多く有機農産物を求められるという現状はあるんですけども、有機農家の実手取りというところはさほど上がっていないという印象を持っているということです。

三好様の発表にありました一番最後、19ページ、日本で有機農業が進んでいない要因・課題というところがございまして、ここで、じゃあ、こういったことをどう改善させるのかというところで僕が強く感じましたのは、真ん中、「農が多くの消費者にとって『関係ない事項』」というところ、ここをいかに改善させていくのかというところを強く感じました。

茂原委員からも発言としてあつたんですけども、広報であつたりとか教育の現場でこういった学び若しくは体験というものを増やすことによって、1つ改善策につながるのではというふうに感じているんですけども、またこれも弊社での取組で恐縮なんですけれども、農業体験を行う中で、100名の方に有機農産物を手に取ったことがあるかという質問を必ずさせていただくんですけども、100人いるうちのおおよそ3人以下が有機農産物を手に取ったことがあるというような回答を、平均していただいております。さらに、有機JAS認証という認証制度を知っているかという質問もさせていただくと、ほぼほぼ1名ぐらい、理解しているという方がいます。この1名の方、1%の方に、では、有機JAS

認証がこういった背景で、こういった規定の下、成り立っている制度なのかということが分かりますかって言うと、ほぼゼロ%になります。これも何が言いたいのかというと、このSDGs、若しくは有機農業、環境循環型の農法というものが、全く消費する方々に伝わっていないということを、農業体験を通して感じる次第です。

最後に、有機農業に取り組んでいて、事務局資料の46ページの論点の3つ目、「持続可能な農業を一部の人の取組ではなく普遍的なものとするため」というふうにありまして、「地域全体で取組を進める仕組み」というところがあるんですけれども、こういった、地域でまとまって行動していくということも大切かと思うんですけれども、「政策手法のグリーン化」というところで、1つこれは成功事例なのではないかというところは、環境保全型農業直接支払交付金の中で、昨年からだと思うんですけれども、団体活動を推進させるために勉強会をしていきましょうという項目が1つ出来上がりました。これは、個性的な有機農家を環境保全型農業直接支払交付金の中で団体化し、そこで勉強会を開催するという要項と理解しているんですけれども、こういった政策手法のグリーン化ということが進むと、自然とこの地域での有機農家、若しくは循環型の農法に取り組む生産者同士の交流が生まれ、かつ、自分たちのゴールをしっかりと定めることができ、自然と、地域性を持った有機農業の推進・普及がなされるのではないかというふうに感じました。発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。では、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。手短に申し上げます。

まず、基本法の1つの柱として多面的機能があり、我が国でも精緻な議論が過去になされてきたと思っています。他方で、その後、多面的機能の議論が継続的に行われてきたかという、心もとないところもあるかなと思います。

気候変動やサステナビリティの観点から、外部経済性を超えて農業の果たせる役割がまだまだあるということを、今回のヒアリングで明らかにしていただいたのかなと思っています。

まず、スタート地点として、みどりの食料システム戦略をしっかりと取り組むことが必要だと思います。各地域での基本計画がこれからも出てくるとは思いますけれども、この基本計画に基づいて生まれてくる良い取組を、全国的に広げていく仕組みを作り上げていくことが必要だと思います。そして、みどり戦略を海外展開の戦略にもつなげていく。その中で、日本の企業の海外への商流を作っていくという視点も大変重要だと思います。

気候変動やサステナビリティの観点では、農業が食料供給を超えてカーボンニュートラ

ルに対して果たせる役割も大きいのではないかと思います。今回、事務局資料では、38ページ目にバイオマスとSAFの記載がありますけれども、農業がカーボンニュートラルに資するエネルギー生産にも、もっと果たせる役割があるというふうに思いますし、検討を要する事項だと思います。エネルギー生産は食料安定供給と相反するものと捉えるべきではなく、食料安定供給を果たしながら農業者がエネルギー生産にも役割を果たすことで、海外に流出している我が国の国民所得を農家の所得としていく。そうすることで日本経済の活性化につなげていく。そうした発想の転換が必要だと思います。農業がサステナビリティを果たすことで、食料供給を超えて農業が果たす役割が広がるとともに、多様な担い手が参入する裾野も広がりを持つてくると思います。これにより、自立的な農業経営を行っていく素地もでき、需要に応じた生産を超えて農地の活用方法も見つかってくるのではないのでしょうか。

そうした攻めの農業をしっかりと行政も見せていっていただくことで、農業者の新たな取組の地平を切り拓いていただければという思いでおります。

ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、順番に、真砂委員、三輪委員、そして柚木委員でお願いいたします。

○真砂委員 ありがとうございます。手短に2点申し上げたいと思います。

1つは、先ほど説明のあった人権デュー・ディリジェンスの話なんですけれども、輸入において大変御苦労されているという話を聞かせていただきましたけれども、国内においても、例えば技能実習生の問題というのがあると思うんです。農業分野では労働基準法の労働時間等の規定の適用除外ということにもなっていますし、これをやはり適正化する努力も、既に農水省においてはいろいろやられているかもしれませんが、引き続き、農業分野における技能実習生制度の適正運用ということには留意していただきたいというふうに思います。

それから第2点目は、直接今日の議題とは関係ないんですけれども、昨年末に政府の方で食料安全保障強化政策大綱というのをお決めになりました。私も読みましたけれども、私どもがこうやって集まって議論している最中に何か政治的に大枠をはめられたようで、私個人的にはあまり愉快的気持ちじゃないんですけれども、次回以降で結構ですので、この政策大綱とこの部会での議論あるいは結論とがどういう関係になるのかということ、事務局からは是非、具体的に説明をしていただきたいと思います。

以上2点です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。では、三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 三輪でございます。御説明ありがとうございました。

今日御説明いただいたように、みどりの食料システム戦略が、まさに欧米に並ぶような形で非常に意欲的な目標を立てておられると。その中で、環境のみならず農業経営であったり、食料安全保障であったり、輸出促進といった様々な分野に効果を発揮するものだというふうに思っております。その中でいくと、現行基本法の下にみどりの食料システム戦略をはじめ、各政策がぶら下がっているわけですが、各分野ごとの政策にどうしても見えてしまう部分がありますので、今申し上げたような、1つの政策が他の分野も含めて有機的に絡んでいるところの、その基本的なスタンスであったり、農林水産省として若しくは政府としての考え方は、基本法の中で改めて、冒頭部分などで謳う方が、国民の方々・農業者の方々にメッセージが伝えやすい、伝わりやすいのかなと。それによって、各戦略であったり政策がより分かりやすく見ていただけるのかなというふうに思います。

将来的には、そのように環境に優しく儲かるとか、若しくは食料安全保障に資する農業というのができるわけですが、現実を見ると、今と将来の理想像の中にはギャップがある状況ですので、そこを埋めていくためにはやはり政策が必要なんだと思っております。現にEUにおきましては、Farm to Fork戦略で掲げられているような農薬のリスク換算での使用量半減について、今一旦足踏みするような選択がされているというふうにも聞いております。その背景にはロシアのウクライナ侵攻による食料供給の不安があるということで、やはり現実には即した形での実施が必要だということと、あと、やはり政策面でいきますと、よりスムーズに移行するための技術開発の促進ということと、あとは、補助と税をうまく組み合わせた形での、将来の理想像と今のギャップを埋めていくような仕組みというのがやはりトータルで必要ですし、細かい制度というよりは、その基本的な考え方というのは、基本法の中でしっかりと謳っておくというのが重要かなというふうに思います。

あと、最後に1点、GHG削減の効果を表示するような、今、実証等をやられているという御紹介をいただきました。こういうような取組、非常に重要だというふうに思っております。以前、カーボンフットプリントの実証等あって、その後なかなか、まだ当時の社会情勢等、定着しませんでした。今はやはりそういうところに対する関心とかSDGsに関する理解度が高まってきているところですので、単なる実証ではなくて、それを、国の制度なのか業界のルールなのかというのはまだ分からないところですが、是非オーソライズされた仕組みにすることで、消費者の方々をより広く巻き込んでいくことができればいいのかと思っております。

私の方からは以上になります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、最後に柚木委員、お願いします。

○柚木委員 柚木です。よろしくお願いします。御説明ありがとうございました。私の方からは3点申し上げさせていただければと思います。

1点目は多面的機能の発揮の関係について、現行基本法ができて20年以上たっているわけでありすけれども、この間の果たしてきた役割といたしますか、施策と効果について、やはり定量的な面と定性的な面の両面から検証・評価を1回きちっとすべきだと思います。その上で、この新しい概念であります生態系サービスの関係を新しい基本法の中でどう位置付けるかということについて、検討を深める必要があるのではないかと考えております。

2点目は持続可能な農業の普遍化について、現場では、持続的な農業といっても腑に落ちていないのではないかとと思います。この点をこれからどのように政策的に周知して、実行するかということが大事になると思いますので、その意味では、先ほども大橋委員からお話ございましたけれども、みどりの食料システム法の下で、各県と市町村で基本計画が作られておりますので、計画の中身の周知と実践していく段階で地域の方々に浸透を図っていくことを強力に進めていく必要があると考えております。同時に、持続可能な農業に転換するに当たって、農業者の方々には一定の負担があると思いますので、それに対する政策的な支援の検討を行い、農業分野におけるカーボンクレジットがどのように使えるのか、地域の中でどのように対応すれば負担を軽減しながら農業の振興を図るのかということについても、検討を深める必要があると考えております。

3点目は、大橋委員の方からございましたけれども、事務局資料38ページの再エネ・バイオマスとの関係であります。私もバイオマス燃料の原材料として生産できる農産物が相当あるのではないかとと思います。とりわけ中山間等の条件の悪いようなところで、こういう形で生産の振興が図れるということについて、少し長期的な視点が必要だと思いますけれども、考えていくことが大事ではないかと考えております。

これに関連して、19ページでGHGの排出量は示されていますが、逆に、農業なり森林が果たす吸収量についても、またの機会に示していただければ有り難いと思っています。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。お時間過ぎておりますが、質問が幾つかあったと思いますので、まず、農水省の方から御回答いただきたいと思います。総括審議官の方から、お願いいたします。

○総括審議官 複数名の委員から御指摘いただきましたけれども、まず、吉高委員の年代別の消費意欲のデータというのは、ちょっと手元には見つかりませんので探してみて、なければ、やっぱりこういったことって非常に重要な御指摘ですので、調査をしていくという中の、優先順位高く受け止めていきたいというふうに思います。

また、真砂委員から政策大綱の御指摘がございまして、この政策大綱自体は、この基本法の検証に関する議論を阻害するようなものでございませぬけれども、こういう場で報告すべきという御指摘はもっともだと思いますので、今後そういう機会をどうしていくか、座長ともよく相談をして、皆さんに情報提供をしっかりとるようにしていきたいというふうに思います。

また、他の委員、香坂委員等からの本気度という話につきましては、今回の基本法でどうしていくかって、まさにこれからの議論でございませぬけれども、我々の方からの問い掛けとしましても、持続可能な農業というのは主流化していく必要があるということであるとか、フードチェーン全体、あと農業についても普遍化をするための政策のグリーン化が必要なのではないかというような問い掛けをさせていただいておりますので、非常に重要視しているところでございます。

ただ、役所としてどういう政策手法を取るかということについての考えについては、担当局長の川合局長の方から御発言をいただきたいというふうに思います。

○中嶋部会長 それでは、よろしくお願いいたします。

○技術総括審議官兼技術会議事務局長 技術総括審議官兼農林水産技術会議事務局長の川合でございます。

みどり戦略の関係も含めて多数の方から御意見いただきましたので、1つずつ説明していきたいと思います。

みどりの食料システム戦略につきましては、昨年の通常国会で法律が、全会一致で成立しまして、7月1日に施行しております。

その後、9月に基本方針を出しまして、その後、都道府県から基本計画を受け付けるということになりました。一番最初に滋賀県が上がってきまして、それから北海道、長崎、大分と、現在、年内に4県上がってきております。その後、今手元に来ているだけでも40県以上来ているんですけれども、2月、3月の県議会の手続を経なきゃいけないということで、年度内にほぼ全県出揃うという予定になっております。

税制の特例も併せて措置されており、例えば堆肥舎を造る、あるいは草刈り機を買う、こういったときには特別償却が付いておりますが、こういった基本計画がないと農家の

方々は恩恵を受けられませんので、しっかり県の方でも市町村とよく相談して、あるいはJAグループや法人協会などともよく相談して上がってきております。

機械などの事業者認定につきましては、これまで大手のメーカーが作ってこなかった草刈り機であるとか、いろんなものが中小のメーカーあるいはベンチャーでたくさん作られておりまして、現在そういった機械の申請も多数上がってきております。大手のメーカーに限らず、地域の方で営んでおられる、あるいは他の業界で作っている方が、農業で使えるということで上がってきております。

そういった形で、大橋委員他から上がっておりました基本計画を参考にとというのは、何とか3月までに全都道府県で出揃うような見込みになっております。

それから、消費者の方の理解が大切だということで、特にみどり戦略を作るときに二村委員も御参加いただきまして、環境負荷低減の努力が見えるようにしてほしいということで、これも今、米とトマトとキュウリなどを使って見えるようにすると。サプライチェーンがすごく長いので、農業の生産者、それから流通、加工、販売、いろんなところで温室効果ガスの削減の努力されているんですけども、まずは生産者のところをしっかりとトレースすると。それを難しい算定式にすると、先ほど、柚木委員から御指摘がありましたが、最初、何年か前にやったときには算定方式が難し過ぎたので、簡易な算定方式、地域の肥料・農薬の投入量に比べてどのぐらい削減できているかということ、簡単に、堆肥を何トン入れたということとこれだけ削減できていますよということで、星3つの表示にしまして、難しいルールではなくて、地域のやつに比べてどのぐらい減らしているかということで簡易に出るということで、科学的なデータに基づいて、今3つのことをやっています。

それから、大手のスーパーも含めて、いろんなところでその表示をしていただいて、どのぐらい反応があるかということをやっているんですけども、非常に好評な面がある一方で、やっぱり高いと、それから分かりにくいというものもありますので、走りながらどんどん本格化していかないと。今年度の予算、来年度の予算で、これを大幅に拡充していきたいと、こう思っております。

それから、香坂委員等からのご意見について、生物多様性のCOP15のところで、2030年までに農薬を半減するという世界の目標は出たけれども、みどり戦略を前倒しするつもりなのかということがいろんな各方面から聞かれているんですけども、これは世界全体の目標でございまして、やはりみどり戦略を作ったのは、ヨーロッパ・アメリカのルールではなくて、雨が多くて中小の農家が多いアジアモンスーン中心のルールを作っていこうということで、日本が中心となって、アジアモンスーンが対応できるようなルールを作っ

て世界に発信していくのが目標なので、この肥料・農薬の削減につきましては2050年までに、農薬であればリスク半減ということで世界に謳っていることでございます。

それから、広報につきましても、これは粘り強くですね、午前中もいろんなところで意見交換したんですけれども、農業高校であるとか、SDGsを学習指導要領で学んでいる小学校・中学校のお友達なんかに、しっかり職員の若手が出掛けていって、一緒に同じ目線で意見交換するということを粘り強くやっています。

それから、寺川委員の方から、まさに丸紅さんが自らやっておられることですが、バイオ炭であるとかJ-クレジットにつきましては、特にJ-クレジットにつきましては、やはり工業分野の利用が大変多いんですけれども、農業は個々の農家が非常に小さいので効果が出にくいということもあります。これをまとめて、丸紅さんも相当頑張っていたしまして、CO₂トン5万円というルールで、バイオ炭に取り組んでいただいた農家の手取りも考えてやっていますけれども、こういった民間企業からの支援というのもJ-クレジットの役目でありますので、こういった取引についてもどんどん農水省としても応援していきたいと。家畜排泄物の管理であるとか、方法論についても広げていっております。

それから、大橋委員からSAFの話がありました。これは官民協議会を作りまして、国交省、経産省などと連携してやっているんですけれども、やはりバイオ燃料は非常に必要だという声がありますので、効率よく作れる、あるいは、一定程度コストが掛かりますので、適切な燃料の供給も必要なんですけれども、コストは相当掛かりますので、ここをどうやって農産物で出していくかということも考えております。

そういったことで、各委員の皆さんから出ましたみどり戦略の関係、サステナブルの関係につきましては、あと、高槻委員から収量予測の話が出ましたので、これ、農水省の地球温暖化対策計画の中で適応策ということで、白く濁らない米であるとか着色が進むようなりんごの開発など、品種の開発だけじゃなくて、技術面・栽培面でも公表していっておりますので、今後も改善していきたいと思っています。

以上でございます。

○輸出・国際局長 輸出・国際局長でございます。

香坂委員の方から、持続可能性についての問題意識、消費者が海外でどのように捉えているかについて御質問がございました。

これについては、事務局から提出させていただいた資料の中にもございますけれども、日本に比べて海外、特に欧米においては、かなり消費者の意識というのは高いと考えてお

ります。

1 つは、資料にもございましたとおり、有機食品の購買額ですとか有機農業の生産面積を見ても、日本に比べて相当、欧米が高い水準にあるということございますし、それ以外の食品の購買など見てみましても、エコラベルですとか、資源管理に配慮したようなものがよく売れているという状況が海外で出てきております。

その他、特に欧米ですけれども、この持続可能性に着目した食品関係の規制が、プラスチックですとか、あるいは森林伐採の関係で、様々なものが今検討されている、実施されているという状況を見ましても、これらの規制に対する国民・消費者の理解が相当程度高いものになっているのだろうと考えております。

このような海外市場において、消費者が持続可能性に対して高い評価をしていることを、日本の農業との関係でどう考えていくかということですが、1 つの視点としては、輸出というのをうまく活用して、日本の農業の持続可能性を高めていく、転換していくという視点があるのではないかと考えております。具体的には、日本でなかなか消費者の購買が、持続可能なもの、有機農産物に対して進まない中で、海外の市場で販売することを通じて、この日本の農業の持続可能性への転換を図っていくということが可能であるという点があります。その転換に当たって、現在の農法を変えるというときは特にコストが掛かる部分があると思いますので、必ずしも永続的に海外市場に頼るということでもなくとも、その転換のところは少なくとも海外市場をうまく活用していくという面があるのではないかと考えております。実際、海外の市場で有機農産物などが相当高い値段で販売できているということも聞いておりますので、そのような発想というのがあるのではないかとことです。今後の基本法の見直しに当たっても、このような点を考慮して、輸出の促進に取り組んでいくということも検討に値すると考えております。

○技術総括審議官兼技術会議事務局長 すみません。柚木委員から吸収量についての御質問がありまして、同じ年度で、円グラフには書いてありませんけれども、日本の吸収量は4,450万トン、このうち森林が4,050万トン、農地・牧草地等が270万トン、2020年の実績でございます。

○中嶋部会長 吉高委員から三好様に御質問があったと思うんですが、1 つ、それをお答えいただけますか。有機栽培の定義は欧米のと違うのか。

○三好氏 御質問ありがとうございます。

有機JAS認証のお話でいきますと、有機JAS、同等性ありまして、農水省さんもしていますけれども、基本的には同じと考えていいと思います。定義、それから理念的なものも

同じですし、認証の基準という意味では同じで、同等性がある国に関しては、その認証のプロセスも同等と認められているという理解でいいと思います。

ただ、細かいところで、例えば種の問題だとか、緩衝地帯をどれくらい取るかとか、そういうことは地域ごとに違いますし、そういうことでよく、EUの方が厳しい基準でみたいなプロモーションの言葉が飛び交っていますけれども、私は、ああいう情報は正しく直していく必要があるなというふうに思っていますのと、先ほどから幾つか出ましたけれども、私のスライドの一番後ろに写真があるんですが、これ、台湾の方が描いている絵になるんですね。やっぱり欧米系、若しくは畜産がメインで有機農業をやっているところと、我々のような、そういう意味で豊かな土地、温暖であり、そして土が深いんですよ。これは全く違う宇宙がありまして、よく、牛などの動物なしにどうやって豊かにしているんだって言われるんです。それはやっぱり、菌だったりとか微生物だったりとか、そういうことを非常に活用して、日本や中国や韓国、それからインドなんかもそうですけれども、有機農業をしているんです。

有機農業でいうと、始まりは日本やインドですし、歴史も深いし技術も深いんです。ですけれども、そういうことが研究されていなくて一般化されていない、非常に遅れているので、そういう意味では、日本こそそういうことを知って発信して行ってほしい。温暖な地域での有機農業を確立すべきだというふうに私は思っております。よろしく願います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それから、先ほど、吉高委員から消費者調査のお話で年代別とおっしゃったのは、もしかすると世代別のお話ですよ。じゃあ、それもお調べいただければと思います。

今日は大変活発に御議論いただいたと思っております。非常に多様な御意見でもありましたが、これは事務局の方で受け止めていただきまして、この後の議論に反映させていただければと思います。

一言だけ、最後、感想を申し上げますと、今回いろいろ御提示いただいた内容というのは、1990年代の初めに、例えば地球サミットの辺りから強調されてきたことではあります。1999年にこの基本法ができたときにはかなり議論は熟していたんではないかと思っておりますけれども、改めてそういった内容を今後取り入れるべきではないかという御意見は多かったんではないかと思っております。

環境対策に関しては、私のこれは個人的な理解ですけれども、90年代の当時は地域・国によってかなり違いがあるので、それぞれ独自の対策を取るという基本的なスタンスが

あったように思うんですが、今、かなり国際標準的な地球レベルでの対応が求められる、そういう考え方に移ってきているのではないかなというふうに思っております。それには、地球温暖化という人類共通の課題というものが特に大きく影響していると思うんですけれども、そういった国際的な流れを踏まえながら、国内の食料・農業・農村政策の在り方を検討すべきだというふうに、今日は学ばせていただいたというところでございます。

それでは、本日の審議はここまでとしたいと思います。

最後に、事務局から次回の日程についての御説明をお願いいたします。

○政策課長 次回の基本法検証部会におきましても有識者ヒアリングを行いたいと思います。日時は1月27日金曜日13時半からで、テーマは「農村の振興」を予定しております。詳細につきましては調整がつき次第連絡いたします。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後3時57分 閉会